

会 議 録 目 次

平成 2 5 年第 7 回海田町議会定例会（第 1 日目）

平成 2 5 年 9 月 3 日（火）午前 9 時 0 0 分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 3	諸般の報告	
	（1）議会報告・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（2）行政報告・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（3）報告第 5 号 損害賠償の決定について・・・・・・・・	7
	（4）報告第 6 号 平成 2 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率について・・・・・・・・	7
日 程 第 4	同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について・・	9
日 程 第 5	認定 1 号 平成 2 4 年度決算の認定について・・・・・・・・	10
日 程 第 6	認定 2 号 平成 2 4 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決 算の認定について・・・・・・・・	16
追加日程第 1	緊急質問・・・・・・・・・・・・・・・・	18
日 程 第 7	一般質問	
	○多田雄一議員・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	○佐中十九昭議員・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	○桑原公治議員・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	○西田祐三議員・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	○兼山益大議員・・・・・・・・・・・・・・・・	61
	○住吉秀公議員・・・・・・・・・・・・・・・・	70
	○下岡憲国議員・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	（延 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	92

平成25年第7回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成25年 9月 3日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 9月 3日 (火) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |   |         |
|---------------|---|---------|
| 町             | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 副 町           | 長 | 三 宅 信 行 |
| 企 画 部         | 長 | 大久保 裕 通 |
| 総 務 部         | 長 | 窪 地 満   |
| 福 祉 保 健 部     | 長 | 臼 井 真   |
| 建 設 部         | 長 | 北 山 忍   |
| 企 画 課         | 長 | 門 前 誠 司 |
| 財 政 課         | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 課         | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 税 務 課         | 長 | 中 下 義 博 |
| 生 活 安 全 課     | 長 | 丹 羽 勤   |
| 住 民 課         | 長 | 尾 木 茂   |
| 社 会 福 祉 課     | 長 | 中 川 修 治 |
| こ ど も 課       | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課     | 長 | 森 原 知 美 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 | 長 | 湯 木 淳 子 |
| 都 市 整 備 課     | 長 | 近 森 茂   |
| 建 設 課         | 長 | 久保田 誠 司 |
| 下 水 道 課       | 長 | 龍 岩 広 幸 |
| 会 計 管 理 者     |   | 加 藤 一 生 |
| 教 育 委 員 長     |   | 瀧 川 昌 俊 |
| 教 育 長         |   | 中 村 弘 市 |
| 教 育 次 長       |   | 細 川 真 示 |
| 学 校 教 育 課     | 長 | 石 川 直 之 |
| 水 道 課         | 長 | 花 本 則 之 |

収 税 対 策 室 長      倉 本 勇 登

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長              | 伊 藤 仁 士 |
| 主                      事 | 戸 成 正 考 |

主 事 利 光 裕 子

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日 程 第 1 会議録署名議員の指名について

日 程 第 2 会期の決定について

日 程 第 3 諸般の報告

(1) 議会報告

(2) 行政報告

(3) 報告第5号 損害賠償額の決定について

(4) 報告第6号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

日 程 第 4 同 意 第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日 程 第 5 認 定 第 1 号 平成24年度決算の認定について

日 程 第 6 認 定 第 2 号 平成24年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

追加日程第1 緊 急 質 問

日 程 第 7 一 般 質 問

日 程 第 8 第 31号議案 財産の取得について

日 程 第 9 第 32号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 10 第 33号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 11 第 34号議案 海田町子ども・子育て会議条例の制定について

日 程 第 12 第 35号議案 平成25年度海田町一般会計補正予算（第2号）

日 程 第 13 第 36号議案 平成25年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9時00分 開会

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成25年第7回海田町議会定例会を開会いたします。なお、本日は報道のためカメラ等の撮影を許可し

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

午前 9時02分 休憩

~~~~~○~~~~~

○15番（佐中）広島市東部地区連続立体交差事業の早期と言われたんですが、当初計画

どおりの実施を求めるのほうが適切じゃと私は思うんですけども、訂正してもらえませんか。

○議長（久留島）はい、訂正言います。広島市東部地区連続立体交差事業の当初計画どおりの実施を求める意見書でございます。よろしくお願いします。この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 9時40分 休憩

午前 9時42分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は本日から9月5日までの3日間と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付いたしております6月定例会以降の主なものについて報告させていただきます。まず、7月29日から30日まで議会広報広聴調査特別委員会が、8月7日から8日まで建設産業委員会が、所管事務県外調査を実施され、それぞれ報告書が提出されておりますので、ご参照ください。なお8月26日から27日まで議会運営委員会が所管事務県外調査を実施されましたが、この件については次回の定例会で報告する予定でございます。また、6月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、あわせてご参照ください。委員会関係資料は、議会事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。次に、7月30日から31日まで、国道2号東広島安芸バイパス広島南道路建設促進東京要望に私が出席しております。以上で議会報告を終わります。続いて、行政報告について町長より申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さんおはようございます。よろしくお願いします。それでは、6月定例議会後の行政執行の状況についてご報告をいたします。はじめに、梅雨時期の状況についてでございますが、平年より11日早く、5月21日に梅雨入りしたものの、梅雨明けも早く、7月8日に明けております。この間の降水量は486ミリで、昨年とほぼ同量でございました。なお、7月3日には、10分間雨量では15.5ミリ、また8月25日には、10分間雨量で9ミリの猛烈な雨を観測いたしました。いずれも一時的な道路冠水をする

ことがあったものの、被害はありませんでした。次に、6月25日、海田西小学校において、広島県教育委員会の委員であり、弁護士の平谷優子氏が、4年生児童を対象にいじめ未然防止の授業を行いました。終業式では、授業を受けた4年生から全校児童に向け、いじめは絶対に起こさせない、いじめを許さないという宣言がなされ、いじめの未然防止の観点を全校児童に広げてまいりました。続きまして7月に、織田幹雄氏ゆかりの品々、アムステルダムオリンピックで金メダルをとられたときの賞状やオリンピック功労賞、メダルなど合わせて26点をご子息から寄贈していただきました。また、8月4日には海田小学校において「織田幹雄氏金メダルの日」記念事業ジャンプ&ジャンプ大会にあわせて寄贈していただきました品々を、「出会いが生んだドラマ織田幹雄」と題して、特別展示を行いました。次に、海田市駅南口土地区画整理事業の事業計画変更について、7月17日から7月30日まで2週間、変更案を縦覧に供し、8月の13日まで意見書の提出を受け付けておりましたが、提出はございませんでした。続きまして8月13日に発生した国信二丁目の東広島バイパス沿いで発生した林野火災は、迅速な消火活動により約200平方メートルの焼損にとどまり、延焼を食い止めることができました。次に8月20日には、広島市東部地区連続立体交差事業の見直しの検討状況について、事業主体の県から説明がありました。町にとっては大変残念な結果であると受けとめております。私といたしましては、現在においても、現計画どおり実施するよう強く求めていく気持ちには変わりはありません。今後、提示された案の内容を精査し、見直し案における問題点を整理していきたいと考えております。また、県に対しては、議会や住民に対する説明会を開催し、事業主体としての説明責任を果たすよう求めております。以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて報告をいたしました。本議会には、報告2件、同意1件、決算認定2件、財産取得1件、条例制定1件、条例改正2件、補正予算2件を提出しております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久留島）以上で行政報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）続きまして、報告第5号、損害賠償額の決定について町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第5号、損害賠償額の決定について、熊野町中溝地内で発生した交通事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について地方自治法第180条の規定

により、専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本） それでは、報告第5号、損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定によりご報告させていただきます。議案書の1ページをお開きください。債権者は議案書に記載の方で、損害賠償額は15万2,600円でございます。専決処分年月日は平成25年8月14日でございます。事故の概要についてご説明いたします。日時は平成25年7月16日午後4時20分頃。場所は、熊野町中溝一丁目11番にございます熊野町民会館の敷地内におきまして、民生委員の研修会の送迎のため、シルバー人材センターの会員が運転するマイクロバスが敷地内を移動中、マイクロバス右側後方部分と、停車中の車両右後部に接触したものでございます。人的被害については、双方ございませんでした。過失割合につきましては当方10割と定め、専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第5号についてはこれをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 続きまして、報告第6号、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡） 報告第6号、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島） 財政課長。

○財政課長（鶴岡） それでは、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書により、その内容をご説明いたします。報告書の1ページをお願いいたします。

平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率報告書でございます。まず、一般会計の赤字額を比率で示す実質赤字比率でございますが、平成 24 年度決算で赤字となっておりますので、値は出ておりません。なお、この比率の早期健全化基準は 14.44 パーセント、財政再生基準は 20 パーセントでございます。次に、全ての会計を合わせた赤字額を比率で示す連結実質赤字比率でございますが、各会計とも赤字となっておりますので、値は出ておりません。なお、この比率の早期健全化基準は 19.44 パーセント、財政再生基準は 30 パーセントでございます。次に、公債費等の比重を示す実質公債費比率でございますが、12.6 パーセントとなっております。なおこの比率の早期健全化基準は 25 パーセント、財政再生基準は 35 パーセントでございます。次に、地方債のほか一般会計で将来負担すべき実質的な負債を含めた将来負担比率は、将来負担の額が標準財政規模を下回りましたので、値が出ておりません。なお、この比率の早期健全化基準は 350 パーセントでございます。これら 4 指標とも早期健全化基準を下回っております。また、2 ページから 7 ページには指標の算定内容を記載をしております。続きまして、8 ページをお願いいたします。平成 24 年度決算に基づく資金不足比率報告書でございます。公営企業ごとの資金不足比率でございますが、対象となります水道事業会計及び公共下水道事業特別会計ともに資金不足を生じておりません。なお、この比率における経営健全化基準は、それぞれの公営企業ごとに 20 パーセントでございます。なお、9 ページ、10 ページには算定内容を記載をしております。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、去る 8 月 20 日に監査委員が審査を行っております。お手元に配付しております平成 24 年度決算に基づく海田町財政健全化審査意見書及び海田町公営企業経営健全化審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）はい。監査委員の内田でございます。先に町長に提出しております平成 24 年度決算に基づく海田町財政健全化審査意見書及び海田町公営企業経営健全化審査意見書についてその概要を申し上げます。審査は 8 月 20 日に行いました。町長から提出された平成 24 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、公営企業における資金不足比率並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員の説明を聴取するなどにより、それらの書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施いたしました。その結果、い

ずれも適正に作成されているものと認めました。以上簡単でございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては各意見書をご覧くださいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(久留島)以上で財政健全化審査及び公営企業経営健全化審査の報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」という者あり)

○議長(久留島)質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第23条第1項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第6号についてはこれをもって終結いたします。これにて諸般の報告の全てを終了いたします。この際、暫時休憩いたします。再開は10時15分にいたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時57分 休憩

午前10時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島)休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第4、同意第7号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡)同意第7号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、固定資産評価審査委員会委員であります黒石俊明さんが平成25年10月31日をもって任期満了になることに伴い、固定資産評価委員会委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引き続き黒石俊明さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島)総務課長。

○総務課長(脇本)それでは、同意第7号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてご説明いたします。議案書の3ページをお開きください。固定資産評価審査委員会委員の黒石俊明さんが平成25年10月31日をもって任期が満了となりますので、再度、黒石俊明さんをお願いするものでございます。固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定において、当該市町村の住民、市町村税の納税義務があるもの又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、

議会の同意を得て町長が選任することとなっております。それでは、黒石俊明さんの経歴についてご説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在 54 歳でございます。職歴でございますが、昭和 59 年 4 月に、株式会社フレンドリーに入社、昭和 63 年 7 月に有限会社地価総合研究所、平成 15 年 1 月から有限会社中村不動産鑑定に勤務され、現在に至っておられます。また、平成 15 年 3 月 28 日に不動産鑑定士の資格を取得され、平成 21 年 12 月 11 日から海田町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。固定資産の評価に関する学識を有しておられ、適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第 7 号について採決を行います。お諮りいたします。同意第 7 号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、同意第 7 号については、これに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 5、認定第 1 号、平成 24 年度決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）認定第 1 号、平成 24 年度決算の認定について、平成 24 年度海田町一般会計歳入歳出決算、海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、海田町介護保険特別会計歳入歳出決算及び海田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。決算の内容につきましては担当者が説明するとともに、決算書及び主要施策の成果に関する説明書を提出しておりますので、ご審議いただき、認定いただきますようお願いいたします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、平成 24 年度決算の内容につきまして、主要施策の成果に関する説明書によりご説明いたします。まず、一般会計でございます。主要施策の成果に関する説明書の 3 ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額 88 億 4,048 万 1,000 円、歳出総額 85 億 3,819 万円で、差し引き 3 億 229 万 1,000 円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源 7,433 万 6,000 円を差し引いた実質収支額は 2 億 2,795 万 5,000 円の黒字となっております。次に、歳入についてご説明いたします。4 ページをお願いいたします。なお、一覧表の決算額は、欄外に注記しておりますが、地方財政状況調査の区分で作成しております。決算書の決算額と異なる場合がございますが、ご了承いただきたいと思います。まず、歳入総額でございますが、88 億 4,048 万 1,000 円で、対前年度比 3 億 6,361 万円、4.0 パーセントの減となっております。主な内容につきましては、1 款の町税が 40 億 482 万 9,000 円で 1 億 3,698 万 9,000 円、3.3 パーセントの減となっております。主な減額の理由は、景気低迷による法人税割の落ち込みや評価替えに伴う固定資産税の減によるものでございます。次に、10 款の地方交付税につきましては、12 億 7,594 万 1,000 円で、93 万 7,000 円、7.7 パーセントの増となっております。主な増額の理由は、税収の減等に伴う基準財政収入額の減によるものでございます。次に、14 款の国庫支出金につきましては、10 億 6,729 万 2,000 円で、1 億 8,723 万 1,000 円、14.9 パーセントの減となっております。主な減額の理由は、中店小学校線道路改良事業の交付金の減によるものでございます。次に、歳出についてご説明いたします。27 ページをお願いいたします。歳出の一覧表についても、地方財政状況調査の区分で作成しております。ご了承いただきたいと思います。次に、歳出総額でございますが、85 億 3,819 万円で、対前年度比 3 億 2,790 万 1,000 円、3.7 パーセントの減となっております。主な内容につきましては、3 款の民生費が 32 億 1,798 万 2,000 円で 1 億 1,285 万円、3.6 パーセントの増となっております。主な増額の理由は、障害福祉サービスの利用の増によるものでございます。次に、4 款の衛生費につきましては 8 億 1,178 万 6,000 円で、2,317 万 3,000 円、2.8 パーセントの減となっております。主な減額の理由は、平成 23 年度に実施をした浄化槽減少化対策措置事業によるものでございます。次に、8 款の土木費につきましては 8 億 2,771 万 7,000 円で 3 億 8,627 万 8,000 円、31.8 パーセントの減となっております。主な減額の理由は中店小学校線道路改良事業の減額によるものでございます。次に、10 款の教育費につきましては 6 億 8,803

万 1,000 円で、2,612 万 3,000 円、3.9 パーセントの増となっております。主な増額の原因は、海田小学校、海田西小学校の体育館耐震補強事業によるものです。続きまして、38 ページをお願いいたします。性質別の歳出決算額でございます。人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費につきましては、45 億 9,824 万 9,000 円で対前年度比 5,007 万 1,000 円、1.1 パーセントの減となっております。次に、投資的経費につきましては 6 億 2,800 万円で 1 億 5,567 万 2,000 円、19.9 パーセントの減となっております。次に、その他の経費につきましては、33 億 1,194 万 1,000 円で 1 億 2,215 万 8,000 円、3.6 パーセントの減となっております。続きまして、63 ページ以降が事業別の説明でございます。個々の説明は省略をさせていただきます。続きまして、公共下水道事業特別会計でございます。369 ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額 13 億 5,488 万 9,000 円、歳出総額 13 億 1,667 万 6,000 円で、差し引き 3,821 万 3,000 円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源 230 万円を差し引いた実質収支額は、3,591 万 3,000 円の黒字となっております。370 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、使用料及び手数料が 4 億 8,271 万円、国庫支出金が 9,750 万円、繰入金が 3 億 217 万 5,000 円、町債が 3 億 5,400 万円となっております。376 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、事業費が 4 億 1,215 万円、公債費が 8 億 233 万 6,000 円となっております。続きまして、国民健康保険特別会計でございます。391 ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額 28 億 8,165 万 6,000 円、歳出総額 28 億 7,993 万 3,000 円で、差し引き 172 万 3,000 円の黒字となっております。392 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、国民健康保険税が 6 億 449 万 4,000 円、国庫支出金が 5 億 4,254 万 9,000 円、療養給付費等交付金が 2 億 2,003 万円、前期高齢者交付金が 8 億 6,432 万 7,000 円、共同事業交付金が 2 億 5,913 万円、繰入金が 1 億 8,085 万 7,000 円となっております。400 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、保険給付費が 20 億 3,255 万 7,000 円、後期高齢者支援金等が 3 億 2,347 万 2,000 円、共同事業拠出金が 3 億 531 万 7,000 円となっております。続きまして、介護保険特別会計保険事業勘定でございます。433 ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額 16 億 1,988 万 3,000 円、歳出総額 16 億 1,050 万 4,000 円で、差し引き 937 万 9,000 円の黒字となっております。434 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、保険料が 3 億 9,646

万円、支払基金交付金が4億4,983万9,000円、国庫支出金が3億1,542万2,000円、県支出金が2億3,732万9,000円、繰入金が2億1,892万2,000円となっております。

441 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、保険給付費が、15億4,936万1,000円となっております。続きまして、介護保険特別会計、介護サービス事業勘定でございます。471 ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額、歳出総額とも1,208万9,000円となっております。472 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。サービス収入が849万7,000円、繰入金が359万2,000円となっております。474 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。事業費が1,208万9,000円となっております。続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。479 ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額2億7,221万5,000円、歳出総額、2億6,926万9,000円で、差し引き294万6,000円の黒字となっております。480 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、後期高齢者医療保険料が、2億2,269万2,000円、繰入金が4,604万7,000円となっております。484 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が2億6,601万円となっております。以上、簡単ではございますが、平成24年度の各会計の決算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。平成24年度決算につきましては、去る7月16日から25日まで監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成24年度海田町決算審査意見書でございます。この際監査委員から、審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）それでは、先に提出しております平成24年度海田町各会計歳入歳出決算審査意見書について、その概要を申し上げます。審査は7月16日、18日、19日、24日及び25日の5日間、海田町一般会計、海田町公共下水道事業特別会計、海田町国民健康保険特別会計、海田町介護保険特別会計、海田町後期高齢者医療特別会計のそれぞれ歳入歳出決算を対象として行いました。なお、総務部に係る決算審査につきましては、地方自治法第199条の2の規定により、私は、除斥となっております。町長から提出された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に適合して調製されているかどうかを確認し、それらの計数を、関係諸帳簿等と照合するとともに、予算の執行状況について必要に応じて関係職員

の説明を聴取する等により、審査を実施いたしました。いずれも、関係法令に準拠して調製されており、それらの計数を関係帳簿等と照合した結果、おおむね適正と認められました。以上、簡単ではございますが、審査の概略を申し上げます。詳細につきましては、意見書をご覧いただきまして、決算認定の参考にしていただければ幸いです。

○議長（久留島）以上で決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。決算の認定につきましては、例年のとおり決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については、委員会の場でお願いをしたいと思います。それでは質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。私、執行部も監査委員さんにもお尋ねしたいんですが、不良債権の処理の仕方。皆さんご存じのように平成24年の3月議会、568万7,884円、権利の放棄をいたしました。町がお金を貸しとったのを、債権の、処理の方法が非常に業務の怠慢も含めてですね、あって、町民の皆さん方に大変迷惑をかけた。執行部の方にお尋ねしますが、この債権の処理の仕方、私は、20年も、もったもんですね、半ば処理の仕方が悪くて、非常に回収ができなかった。今後どのように、こういうような問題が発生した場合どうするかという問題をお尋ねいたします。また監査委員さんには、今、概要で述べられましたけれども、事務事業の精査を行うであるとか、あるいは各種滞納整理について努力をする、十分監査委員としての任務を果たせる、こういうことでございましたが、先ほど債権の処理の仕方について、これはもちろんでありますが、これからですね、景気が、私から見れば、どんどん悪くなっていく。いろいろな見方があると思いますが私はそう感じて、不良債権が続発をした場合にですね、法的な措置を全国的に怠った例もかなりあると聞いておりますが、こういう処置の仕方について、早くそういう対応をしておれば、取れるものを取っていく。税の公平から見て、私は当然の責務だと思いますが、これについてお尋ねをいたします。それで執行部と監査委員さんのご意見も聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず、執行部へのお問い合わせについては私のほうから答弁いたします。前回の債権につきましては、非常に着手が遅い、更には途中放棄した期間もあったということで、大変残念な結果だったと思います。今後、そういう債権が発生しました場合には、早期の着手、それから早期の見極め、そういった点について、円滑に進めてまい

りたいと、そういうふうに思っております。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）不良債権の事につきましては、いかにその対象者が財産能力があるかという見極めも大切と思っております。場合によれば、早目に不良債権を、それを消滅させることと思っております。それまでに、財産調査等については十分調査を行いながら、不良債権に至らないような方策をとっていくことも非常に大切だと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。代表監査委員さんに質疑ができるのはこの場ですので、2点質疑させていただきます。1点は、先ほど、健全化判断比率及び資金不足比率報告書を見ますと、本当に健全過ぎるぐらい健全な数値が出てきております。しかし、本年度の歳入を見てみますけど、財産収入は1億6,000あるわけです。ほかにもあります。町税は1億3,700万余り減、地方交付税は9,000万増という、この歳入の中で、財政力指数は年々下がっておりまして、1が一番良くて1より超えると、健全であって1より下がると弾力がないという指標ですけども、今年度は、平成23年度が0.820、平成24年度が0.794と、ポイントが年々下がってきておりますけども、この財政力指数の下降に対しまして、代表監査委員さんは、どのように判断なさってますでしょうか。もう1点、意見書の28ページですけども、予備費充用の中身を精査しておりますと、半数近くは当初予算で計上しておかなければならない予算を、いろいろな理由で、予備費を充用されておりますけども、このことは、決算審査をされるときに、どのように指摘をなされましたでしょうか。以上質問いたします。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）まず1点目の財政力指数につきましては、ご指摘のとおり、町税収入等が減少している、これが1番大きな要因かと思っております。今後、景気の状況、どうなっていくかわかりませんが、24年度までにつきましては、いわゆる自動車産業関係に伴うものが非常に大きく法人税の内訳も大きかったというふうに考えておりますけども、今後、過去においては、非常に海田町も財政豊かな町だったといえますけども、これからにつきましては、非常に厳しい状況になることも視野に入れながら財政運営をしていく必要があるものと考えております。2点目につきましては、いわゆる予備費につきましてはこれも監査のときに、審査の時にですね、指摘させていただきますし

たけども、本来当初予算に計上すべきものについては、予算計上すべきだと。緊急なものに限って、予備費等の執行すべきだということにつきましては、多田委員ともども指摘をさせていただいております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、認定第2号、平成24年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）認定第2号、平成24年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、平成24年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、地方公営企業法第32条第2項の規定により決算に伴い、生じた剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分するものとし、あわせて同法第30条第4項の規定により、平成24年度海田町水道事業会計決算別冊監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（花本）それでは認定第2号、平成24年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、決算書の18ページをもとにご説明いたします。決算書の18ページをお願いいたします。まず、総括事項でございますが、平成24年度は管路の新設、老朽管の敷設替えを行うとともに、耐震化を図るために、石原配水地の改修工事の実設計及び国信浄水場の耐震補強基本計画を策定いたしました。財政面につきましては、水道料金収入が減少したことによりまして、事業収益は減少しておりますが、事業費用も減少をしました。次に、給水状況でございますが、給水戸数は増加傾向にあるものの、給水人口は年々減少しております。続きまして、建設改良事業でございますが、配水管設備工事として、配水管新設工事、配水管敷設替工事を行いました。次に、財政状況でございますが、平成24年度の事業収益は、税抜きで3億8,801万円となり、前年度と比較をして1,449万円減少しております。一方、事業費用は税抜きで3億5,060万円となり、前年度と比較いたしまして、1,729万円減少しております。以上の結果、差し引き3,741万円の純利益となっております。また、資本的収支は、差し引き1億3,985万円の不足となり、当年度分の損益勘定留保資金等で補てんをしております。以上で説明

を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。平成 24 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算につきましても、去る 7 月 3 日に監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成 24 年度公営企業会計決算審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）それでは、先に町長に提出いたしました平成 24 年度海田町水道事業会計決算審査意見書につきましてその概要を申し上げます。審査は 7 月の 3 日及び 7 月の 24 日の 2 日間にわたり実施いたしました。審査に当たっては、決算書類の計数が正確であるか、財務諸表が経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、経営活動が経済性を発揮して行われているかなどの点に主眼を置き、決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し、既に実施された監査、検査の結果も参考にして慎重に行ったものでございます。決算書及び附属書類は計数が正確で、財務諸表は経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めました。以上、簡単ではございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては、意見書をご覧くださいまして、決算認定の参考にしていただければと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（久留島）以上で決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましても、例年のとおり、決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については、委員会の場をお願いをしたいと思います。それでは質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。この際、認定第 1 号、平成 24 年度決算の認定について及び認定第 2 号、平成 24 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、議長より発議をしたいと思います。本件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く議員 14 名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中といえども、審議し得ることといたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって本件は、議員 14 名をもって構成する決算審

~~~~~○~~~~~

午前 1 1 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

耳にする範囲では、既にこういうのは4、5件事例があると、このようにも伺っておりますが、そのような苦情がどの程度とどいておるか。あるいはまたそういうミスとして、どのような、何件ぐらい、こういう事例が起きる可能性があるのかということですね、尋ねます。三つ目、このように、期日遅れの書類を送付して督促をすると、こういうことなんです、この督促に要する費用これは誰の責任なのかと、まずこういうことを聞きたいですね。その費用、ここには、言うとりませんが緊急ですので言いますが、督促に要した費用、費用の額。それと、だれがこういう場合に責任をとるのか。その費用の無駄遣いというかね、それについて三つ目お尋ねします。また、四つ目にあるのかないのか知りませんが、これによって延滞料とか支払った例も出てくるのではなからうか。そういうような事例があるのかどうか、まずそういうふうなことがあるとすれば、どのような対応をしたのか。ということで、四つ目にお尋ねをいたします。五つ目、過去、このようなことで職員教育ということで、何度か質問をしておりますが、その度に、今後徹底した職員教育をすとか、あるいはまた、先のことでも言いましたが、税金を払いに来た町民に職員が喧嘩をしたと。税金を払いにきたものは、ありがとうございますと言って受け取ればいいのに、遅れたとか、何とかいうことで、職員と払いに来た人と喧嘩したと。ということで、今後こういうことの無いように気をつけます、という答弁をいただいております。あわせてその時に副町長、電話も含めて町民目線に立った教育をします、このように答弁されたのが耳に残っておるんですが、そこで副町長に一言お尋ねいたします。まずその電話を含めた、町民目線に立った教育指導、どういうことを意味しとるのか。あわせて職員指導、何回も言うとおりますが今も言いましたが、過去職員指導する、教育するそう言うとりますが、どのようなことをやっておるのかね、それにあわせて今言いました町民目線とはどういうことなのか。そういうことをお尋ねします。次にまた、こういう督促と同時にですね。納付書、1期分だけ送ってきた。これはどういうことなのか。うちの場合は8期に税金とかそういうものは分けて送つとるわけですが、一度に送れば一度の送付料で済むんじゃないかならうかと。このように私が考えるわけですが、この1期分だけ、全期を送らずに1期分だけ送った。これは何か理由があるのかどうかについてお尋ねします。最後に、過去にこのようなミスに対して職員は何ら詫びとか申し訳ないことをしましたとか、恐らく町民にそういう断りの電話等も入れてないと思います。自治体名は言うてもあんまり大きい声で影響はないと思いますが、過去、このようなことで府中町に事例がありました。私のとこに。職員直々に出向

いて、申し訳ないという詫びを入れております。そこまでせんでもええわいの、今後気をつけてくださいや、ということで済ましたんですがね、うちの場合は何ら電話の1本で申し訳ないもなければ何もない、間違いは誰でもあるよ。それぐらいの態度で対応されとるんですが、それについてどういう考えを持つとるのか、こういうことです。最後に、今言いましたこの納付書がね、7月31日の期限なんです。納付期限が7月31日、よろしゅうございますか。このものが8月22日の日付でもって発送しとる。計算は違うけども約1か月遅れ、22日遅れて送とる訳ですが、これは、なぜこういうことが起きるのか。要するに、納期と言いますか、要するにその人に対していろんな税・料等のものが納めていただく必要が生じたものについては、その期限が来たときに発送すればよかろうと思う訳ですが、なぜ送らずに最後にまとめてね、こういうことは、起きるのか。7月31日に納付の期限になつとるものを、8月22日付で発送しておる。こういうなんかね、でたらめの事務をやつとるように思う訳ですが、こういう指導もあわせてね、なぜこういうことが起きるのか。これをちょっと説明をお願いします。まだいくつかありますが、そこらを含めて、どなたが答弁するのが知りませんが、明解な答弁をお願いします。以上です。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず確認をさせていただきますが、今の質問で答弁させていただく場合、個人に関する情報を答弁することになりますが、答弁する個人が、今質問されました前田議員の情報になりますので、その点、個人に関する情報をこの場で答弁することによってよろしいか、その点をまず確認させていただいた上で答弁させていただきたいと思いますが。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今も申し上げましたようにね、何件か個人的なものは電話等、口頭で聞いております。だから私が聞いたとか、そういうことについての質問をするものではないです。私本人でございますので、誹謗中傷があればそれは甘んじて受けましょう。堂々と名前住所構いませんので、明快な答弁だけをお願いします。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（森原）まず、1点目から4点目につきましては、私の方から回答させていただきます。1点目の、今回の督促送付に至った経緯でございますが、まず7月12日に、平成25年度の保険料決定通知というものを各被保険者の方にお送りしてござい

す。このときに、普通徴収の方には納付書をつけて送付いたしております。そしてこの納期限が第1期の、この時お送りした納付書の第1納期限が7月31日となっておりますので、20日を経過した時点で、督促状を送付したということでございます。これが1点目の督促の経緯でございます。2点目につきまして、このような事例はほかにあるのかということでございますが、先ほどもご説明しましたように、最初に決定通知をお送りして、その後お支払いいただいてない方に対して督促状をお送りしておるものでございますので、こういう事例はございません。3点目につきまして、督促に要した経費についてでございますけれども、こちらは督促の用紙、郵送料など印刷製本や消耗品、郵送料など町の持ち出しとなっております。4点目の、これにより延滞料など支払った例もあるのではないかとということでございますが、2点目の回答と同じようになりますけれども、こういう事例はございません。以上です。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）私に対してのご質問でございましたけれども、まず1点、今回の事例とは異なりますが、従来、事務のミスがあった場合、それから職員の応対について問題になった場合には、その都度指導してきております。まず、職員のミスがありました場合、これはチェックミスがほとんどでございましたので、ダブルチェック、複数の職員でチェックし、その上で責任者である課長が確認すると、そういった具体的な指導を行っております。また、窓口におけます職員と住民の方の対応につきましては、決して上からものを言うと、そういった態度ではない、住民の方と同等な目線で対応するようにという指導につきましては、各部長、それから各課長へ直接私の方から指導いたしまして、それぞれの部それぞれの課の中において、各職員を指導するということを徹底しております。また、この度のことに関して、何ら詫びるということがないというご質問がございましたが、今回の部分につきましては、この質問は先ほどいただいた段階で確認いたしました。が、手続に瑕疵はないかというふうに判断しておりますので、特にしておりません。ただし、そういった部分の、先ほど課長がご説明いたしました、いつそういった決定通知を送ったのかというような説明につきましては、さらに十分に説明させていきたいと思っております。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（森原）先ほどの、6点目と8点目について回答いたします。納付書を1期分のみが見送られてきて8期分のものが一緒に送られてこなかったというご質問で

ございますが、先ほどご説明いたしましたように、最初の保険料決定通知を7月に送った時点で、8期分の納付書をお送りしてありまして、そのお支払が無かったので、督促状を添えて1期分の納付書をお送りしたということでございます。8番目の質問につきましては、1期分の納期限を7月31日としておりましたので、それを、1期の納期限が7月31日ということで、速やかに支払くださいということで、8月22日に再度送らせていただいたものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）再度お尋ねしますが、先ほど聞き漏らしかどうか知りませんが、7月22日までに支払いの無かった者に、20日を経過した時点で督促は送るんだと。こういうことですが、ちょっとこの日にちの整理を再度確認して、あと聞かせて下さいね。あとというか、もう1回、はっきり答弁を願いたい。それから2点目に対して、このような事例は他にもあるのかというたら、ありませんと、こういう答弁なんですけどね、それでは他から3、4点こういう電話が入っておるとするのは、私がうそを言うとするんですかね、これは。ほかに聞いた人があればこのような事例で、私が聞いとるぐらいの緊急質問はしてくれてもいいと思う気もしますが、こういう事例はない言うんですから、再度確認というか、ないといえば責任が逃れるとこういうことでそのように言うとするんか、私の他にこういう事例があるというふうに聞いておる議員が何名かおります。私が嘘を言うとするんじゃないですよ。そういうふうに聞いたという事例があるということね、送ってきた日にち遅れのものを。いきなり督促で。それで、もう一つは、事前に送つとるとこういう事の話ですがね、その送ったものが再発行のとき、そうすると作成日の日にちをうつのかどうなのか、基準日の日にちをうつのかどうなのか、そこら辺が明確でない。今言われた以前送ったので、それを写しというかその形のものをつくって送れば、4月か5月か6月ごろの日にちになると思うんですよ。8月22日の日付になつとる。その辺をちょっと明確にしていきたい。それから送つとるとかないとか、過去にやったということで、私どもにはミスが無いので、こういうような事例が起きても、ということなんですけどね、こういう督促の、速やかに納付をお願いします、こういうことできとる訳ですがね、こういう問い合わせが本当に全くないのかどうか、場合によっては、今後またやらにゃいかん訳ですが、本当にないで済まされるかどうか、これはちょっと、後日に尾を引くので、ね。ミスならミスのように今のうちにミスじゃ言うともってもらや良いと思うし、それ以上のことは、あえて言おうとは思わんですが、手続的にミスがな

いから、断りの電話も入れとらんと。いずれにしても不愉快な思いをさせたということで、よその自治体では、職員直々に出向いて断りを言うたりもしておるんですが、その辺の考えについてはどう考えるんですか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（森原） 1点目の20日という点についてでございますけども、7月31日という納期限になっておりましたので、この度8月22日に、20日を経過したということで8月22日に督促状を送付させていただいております。それから2点目の事例があるのかどうかにつきましては、決定通知を送って督促状をお送りしているというのが大前提でございますので、決定通知や納付書を送らずにいきなり督促を送るという事例はございません。それから、3点目の、再発行の日ということでございますけれども、これは、7月に送った時点では、7月の日にちになっておりまして、再発行した日には、再発行の日ということにさせていただいております。ただ、住民の方には、議員さんには、不愉快な思いをさせてしまいまして、電話対応で、いろいろ不愉快な思いをさせたことに対しては、管理者として、責任があると思っておりますので、今後、課内でも指導を徹底していきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田） 長々言うとしてもしょうがないんですがね、確認をしますが、最初に、そういう納付書を送った、とこういうね。一括納付を送っとる。こういうことのように、そのものが、例えばさっきも言いましたが、4月に送ったのか5月に送ったのか6月に送ったのかね、7月31日だから、それ以前に送っとるのは間違いないと思うが、その送った日にち、確認することができるのかどうか。ただこうなって、何日には間違いないしに、送っとります。というのが確認できるのかどうか。そして、副町長、最後に言うけどもね、チェックとかダブルチェック、職員のミスで収納云々ということで、県職のOBを雇うたりしとる訳ですね。その県職のOBが、窓口までわざわざお金を持ってきた人と喧嘩しとるんだよね。事実だから。嘘言うとるんやないんよ。そういうようなふうにならばただこういうことを含めてね、ダブルチェック云々でやりますとか、町民と同等な目線だという、口ではわかる。実際の行動ではどうなっておるん。そういうところをね。後にあれからしばらくしてから、別の人からも、わしもこの間行ってから、口喧嘩したのよと言う話が実は入っとる。古い話だからあまり言いたくはないけどもね。職員教育そこらを含めて徹底しとるんかどうか、どのように認識しておる。あわせて、2点。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（森原）１点目につきましては、７月１２日に送付したというのは名簿がございまして、それに基づいて、複数の職員が、名簿とそのものを封筒をチェックしながら発送しております。また、問い合わせ後、郵便局の方にも確認いたしましたところ、そういう宛所不明で返送されてきたというものはなく、その地区、その日に、すべて発送したということを確認しております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）２点目でございますが、以前一般質問でお聞きした段階で、行き過ぎたそのやりとりにつきましては、当該職員に対して注意をしたところでございます。何分滞納整理でございますから、やはり相手方と言葉の行き違いなる部分がございますが、その部分については十分に注意してまいりたいと思っております。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は１３時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前１１時２３分 休憩

午後 １時００分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第７、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。１０番、多田議員。

○１０番（多田）１０番、多田でございます。本日は３点質問させていただきます。まず最初に、東広島バイパスの部分開通による県道矢野海田線の渋滞問題につきまして。平成２５年度中に、東広島バイパスの瀬野西インターチェンジまでが開通する予定で、国道２号の混雑緩和には役立つと思われますが、海田町内の県道矢野海田線は今非常に混雑が予想されます。高架化が急がれますが、県や市と連携して、１日でも早く高架化をしてもらうよう運動していく必要があります。今後の取り組みはどのようにされるのか。２番目、耐震に問題がある保育所の早期の整備を急げ。畝保育所問題も、早く決着をつけて建設をしていただきたいのですが、残りの幸・西浜についても、早期に建設をする必要があります。建設場所についてですが、私は町営プールの跡地が適していると考えますが、どうでしょうか。３番目、災害時の避難ビルの指定はできているのか。東南海地震による津波が危惧をされております。それと、全国各地で頻発しておりますゲリラ豪雨による浸水にも注意を払う必要があります。特に、昭和町や大正町地区は川底より低

いのではないのでしょうか。もし、土手が崩れたり、水が越えたりしたら一気に浸水して、高齢者や子どもたちは逃げ遅れる可能性があります。地域には建設中のマンションがありますし、既存の高層ビルもあります。所有者と避難ビルの指定について話をしているかがでしょうか。以上３点です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）多田議員の質問に答弁をいたします。まず東広島バイパスの高架化に向けた取り組みについての質問でございますが、建設促進期成同盟会を通じて早期の高架化を要望しており、７月３０日にも、国土交通省や地元選出の国会議員へ議長とともに要望に寄ったところでございます。今後も引き続きいろいろな機会をとらえて要望を行ってまいりたいと思っております。続きまして、幸・西浜保育所の建設場所についての質問でございますが、今後、策定する子ども・子育て支援事業計画及び町の全体計画の中で総合的に判断してまいりたいと考えております。続きまして、災害時避難ビルの指定についての質問でございますが、昨年イオン海田店と協定をしたように、今後、様々な所有者との緊急時での避難対策を協議してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○１０番（多田）それでは、再質問をいたします。まず１点目の東広島バイパスの件でございますが、先日７月３０日に議長と一緒に期成同盟会の方で、要望に行かれたそうですが、そのときの感触といいたいでしょうか、それと、今後の見通しについてどのようにお考えなのか、お聞きをいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この東広島バイパスの問題でございますが、これは海田町としての長年の懸案の大きな事業でございます。今回は、期成同盟会といって、海田町、東広島、また、廿日市、安芸高田と、４市町でまいったわけですが、広島市の方もですね、一緒に、建設省の道路局長との面会をする機会がございまして、私の方から議長と一緒に、この事業が約４０年ほどかかっている、今現在こうしたつくりだと。何とかこれを早期にやっってくださいということをお願いをしております。

○議長（久留島）多田議員。

○１０番（多田）昨年、議員有志で行った時もですね、ＪＲ高架事業とともに、東広島バイパスについて早期に実現をしていただくように、道路局長にも会ってお話をさせていただきました。必要性は十分認識しているということで、予算がつけばすぐでもやりた

いというお話でございました。これは海田町だけではどのような話ではないので、県と市、関係市町ですね、と一緒に、国に強く要望していく必要がございますが、来年度予算にどのぐらい付く予定かというような情報が入っておりますでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）来年度予算に向けての動きというのは現時点では把握できておりません。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）これは、県の方も必要性については非常に強く認識をされていると思います。このJR高架事業のことでちょっと県といろいろありますが、これとはまた別ですね、ぜひ広島市、東広島市と一緒にですね、努力をしていただきたいと思います。その点についての決意というか、その思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この問題につきましては、長年毎年のようにですね、期成同盟会を通じて要望活動に行っていますので、粘り強くですね、一日も早い事業着手をお願いするように努力してまいります。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）はい。ぜひ頑張っていただきたいと思います。来年もし開通した場合にですね、非常に混雑が予想されます。海田町がJRとともに2号、それに県道矢野海田線で分断されるようなことのないようにですね、ぜひ頑張っていただきたいと思います。続いて、2番目の西浜保育所、幸の件でございますが、計画を今策定中ということでしたが、この計画、いつ頃具体的なものができるのでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）現在のところ26年度中には具体的なものが出てくると思われます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）その計画の中には、こういった形で幸・西浜を合併してやるかとかいろんな要件が入ってくると思いますが、その用地問題について私がこの提案しました町営プール跡地について、今、現時点でこども課長どのように思われますか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）場所につきましては、今後の計画の中で、先ほど町長もおっしゃいましたように、町全体の計画の中で総合的に考えていきたいと考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）はい。まあそう言われるでしょうが、ぜひ検討課題の一つに、町営プール跡地、考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。では3番目の避難ビルの指定でございますが、先ほど町長言われましたが、イオン海田店と避難ビルの協定を結んでおられるということでしたが、大正町地区の人たちにとりまして、イオン海田店まで避難をする猶予が無い場合、国道2号を越えて向こうへ避難する猶予が無い場合にですね、ぜひ今建っているマンション、それから、こちらに、川土手の近くに建っている高層ビルもあります。そういったところの地権者の所有者とですね、ぜひ話をしていただきたいという要望を受けました。それについて、町の方で、やるかどうかという、お話をするかどうかについて、意見を伺いたいと思うんですが。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）議員ご指摘のとおり、いかに近くに安全な避難場所があるか、そういったことは避難の際の大変重要な要素と考えております。今後につきましては、緊急時にはビルを選択する余裕がない、そういったことも、想定されますので、広くビルの所有者にご協力をいただきたいと考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）考えているだけでなくて交渉してみるかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）もちろん、交渉のほうはしていきたいと考えております。

○議長（久留島）15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中十九昭です。中学を卒業するまで医療費の無料化についてお尋ねをいたします。中学校卒業するまでの医療費無料化は、活力ある豊かな社会を築くための、未来への投資であります。現在は入院は無料化とされておりますが、完全無料化による早期受診で重症化が防止され、結果的には医療費が抑制をされる。この例は群馬県の例でございます。入院・通院とも医療費の窓口での支払いはなし。所得制限なしの制度は、保護者から大変歓迎をされ高く評価をされております。あわせて少子化対策にもなる上、子どもたちの将来の健康につながると考えます。具体的にお尋ねをいたします。質問1、町として、中学校卒業するまで、医療費の無料化を進めるよう求めますが、ご見解をお尋ねをいたします。二つ目、仮に進めるとしたら、諸費用はどのぐらい

になりますかお尋ねをいたします。三つ目、これを実施した場合、国庫負担金の削減という形で、ペナルティーを科すことがありますか。それぞれお尋ねをいたします。次に、ＪＲ高架事業と庁舎建設住民投票についてお尋ねをいたします。先の８月２日、臨時議会の後、庁舎建設特別委員会ではいろいろ激論を交わしながら、ＪＲ高架事業を早く進めるために、やはり、庁舎建設場所を早期に決着をつけるという意見に全議員が一致いたしました。そして、全会一致で、住民投票が１番よい方法であるという最終結論に達したわけです。そこで、具体的にお尋ねをいたしますが、質問の１、町長は、これを受けて、どのように対応するお考えですか、お尋ねをいたします。二つ目には、ＪＲ高架事業推進の障害の一つに、庁舎建設場所が不確定であることが考えられます。このことは、効果の早期実現を望む町民挙げての運動の妨げにもなっていると考えます。平成１９年１０月４日に第１回の庁舎建設特別委員会が開催をされ、今日まで累計３３回の委員会が開かれていますが、審議は尽くされております。あとは町民の総意に基づき、町長の決断次第であります。住民投票を重ねて申し上げますが、どのようなお考えですか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）佐中議員の質問に答弁をいたします。まずは中学校卒業までの医療費の無料化についてのご質問でございますが、１点目については、これまでも答弁しておりますとおり、中学生までの医療費の無料化を実施することについては考えておりません。２点目の、仮に中学校卒業までの医療費を無料化した場合の諸費用の増加分につきましては、年間約７,２００万円と推計されております。３点目の実施した場合のペナルティにつきましては、国民健康保険特別会計の国庫補助金及び国庫負担金の一部が減額をされます。続きまして、ＪＲ高架事業と庁舎建設の住民投票についての質問でございますが、１点目及び２点目については、先般広島県から広島市東部地区連続立体交差事業の見直し検討の状況報告がありましたが、最終案ではなく、事業の実施時期や計画内容など不透明な状況にあります。また、今回の見直しは、県の財政状況の悪化によるものであり、役場庁舎の移転とは別の問題であると認識しております。住民投票の実施につきましては、今後の連続立体交差事業の結果を見定めて判断したいと考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○１５番（佐中）まず中学校卒業するまでの医療費の問題、全国的に医療費の無料化が進んでおるわけですが、先ほど言いましたように、群馬県では県挙げてのそういう取り組み

んでおる状況でございます。それによってですね、子育て家庭の経済負担が軽減をされる。町長がこれまでキャッチフレーズで、子育てのしやすいまち海田町のことを盛んに言っておられますけれども、この医療費の無料化も、子育て支援、あるいは育てやすい環境づくり、これの大きな一つの柱になるわけですが、この考えは、先ほど答弁では全く考えてないということだったのですが、どういうお考えですかお尋ねします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）中学生までの医療費の無料化につきましてですが、今現在、1 子どもの医療費がかかる未就学児、ここの部分についての対応ということで実施しております。そういったことで、現在のところ中学生までの無料化ということは実施しないということで考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）担当者等はそうでしょう。私は町長に今のキャッチフレーズで大々的に町民にアピールされ、また、ホームページの中でも、そのことが前面に掲げられておられるわけですが、その姿勢を私は伺っておるんですがどうですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今、福祉保健部長が答弁しましたとおり、我が町におきましても、子育てしやすいまちづくり等、健康かいた21等が続いてですね、町民にしっかりアピールしていますので、できることからしっかりやってですね、地固めのことで、しっかりこの子ども子育て問題について取り組んで行きたいとこういうように思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）キャッチフレーズというのは町長の売り物の一つの大きなアピールですよ。その中に、子どもを育てやすい、安全安心できる環境づくり。子育てしやすい誇れる我がまちというのが、掲げておられるわけですが、安心して早期治療が受けられる、あるいは、子どもの健全な成長が促進をされる、このことが、子育てにとって1番大きな安心安全の道だと。そのことを、中学校の卒業するまで医療費無料化、もちろんいろんな施策があるでしょう。しかし、家庭も含めてですね、本当に海田町に住んでよかったというまちづくりのそういう基盤ができる。私はそのように思うんですが、町長が言う、子育てのしやすい、あるいは誇れる我がまちということを掲げてあるんであれば、さらにこのことを一歩前進をさせる必要があるんですが、どうですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃいましたように、子育てに関します全ての施策ができればそれはそれにこしたことはないと思いますが、先ほど町長答弁で申しましたが、試算で毎年7,800万円程度かかるということを考えた場合に、単町において、この施策をとることは、現段階では難しいものと考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私が言っているのは、町長がそういうキャッチフレーズで町民にアピールし、何かね全国的にずば抜けて特徴や特色があってもいいと思うんですよね。そのことによって初めてキャッチフレーズが生きてる。私はそう考えるんです。それがなかなか、薄れて、このように私感じるんですよ。だから、何回も聞くようですが、子育てしやすい環境づくり、これの大きな柱をやっぱりね、医療費の無料化、もちろん安全安心のそういう学校施設や、あるいは小さい子どもさんのそういう虐待の問題もいろいろあるでしょう。しかし、大きな柱は私はここだと思うんですが、どうですかもういっぺんお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しになりますが、この問題につきましては、単町レベルを超えておるというふうに判断しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）繰り返しになりますのでもう言いません。次に進みますけども、JRの高架事業、どういう理由でですね、住民投票、県の出方を待って考えるとのことなんです、しかし県は、見直しという方針を、再提案をしてきたわけですね。これを本当に海田町は、いろんな条件があるけれども、しかしそのJRの高架事業の障害の一つになっているのが庁舎の建設の移転場所、ここが今までなかなかできなかったから、その要因の大きな一つにもなっておると思うんですが、なぜ、住民投票を早くやって早く条件を整えて、進もうとしないのか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回、県の方からこの見直しに当たって、なぜ見直ししなければいけないかという理由が、皆様方へお配りしました資料に書いてありますが、単に県の財政状況に尽きるという形になっております。そういった中で、現段階では、役場庁舎が移転するといったしましても、どの時点で、どの事業の影響で移転するかというところが明確

ではございません。そういう中では、住民投票するかしないかということは、それらが明確になった後にその判断を行いたい、そういう考えでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今までそうしてきたんですね。そう言いながらずっと延ばしてきたんです。具体的には、町長選挙が終わった後。町長は民意、選挙通ったばかりで駅前で私は当選をしたと、これが町民の民意じゃ言うてずっと引っ張ってきた。しかし、庁舎の建設問題で7年間も全くねえ、何も見出せなかったと。今思えばですね、振り返ってみれば、そう感じるんですね。その間に広島市は、財政難ということで、新駅、そして、去年と一昨年、一年ずつ延ばされた。また今度は見直しという。早く物事を決着してね、早く進める。このことができなかったから、私は非常に残念な結果やら、そういう条件のもとで、今日、J Rの高架事業を進めなければならない、こういう結果になっておるというように思うんですね。なぜ、早くこれをね、決着しようとししないのか。しかもですね、見直し案の中では、庁舎も道路部分、線路上がらずに、道路部分が高架になる計画で、この役場付近から向こうは点として計画表というか予定表には書いてありましたから、どちらにしても、J R高架事業を途中で見直ししても役場はひっかかるという、こういう今の状況ですね。早く庁舎の建設を場所を、位置も決めることが、町民にとっても大きなそういう安心感を与えてね、私はできると思うんですが、なぜそれができないのかお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今議員おっしゃいましたように、今回の見直し案では、この庁舎の跡地がどのようになるかというところが明確になっておりませんし、特に、いつの時点で、ここが工事が必要かというような説明が、現段階では何もございません。そういう説明がない中で、この庁舎の、もともと、移転事業によって、一定の時期まで引き渡さなければいけないということから議論が進んでおります中で、その点を、住民の方に明らかにしないまま、住民投票だけが行われることがいかかと。そのためには、住民投票するかどうかといたしましても、その点が明確になった後に判断をしたい、そういう考えでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）おっしゃることは分かるんです。わかるけれども、町の態度がですね、毅然とした態度でないんですね。今のJ Rの高架事業の見直し、見直しの中身を審議し

て精査をしながら、海田町にとってどうなのかということをする。私はね、先ほど町長の行政報告の中にもありましたが、町は、一定程度説明を受けた。議会も町民も説明を受ければ、私は、県の見直し案について、大筋合意よと、こういうことに、なっていくというように思うんです。なぜかというと、都市計画法上はそういう位置づけでされておるんです。だから、説明案を拒否をする。あるいは住民にも、これでは、住民の皆さん納得できないから、見直し案は全く受け入れられないと。もちろん議会の方もそうすべきだというように思うんですね。その上に立って、どうしても海田町のこれまでの計画通り、現行計画通りやらせるためには、早く庁舎の建設の位置をはっきりさせる。このことが今私1番課せられた問題だというように思うんですが、どうですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）町長が行政報告で申し上げましたように、それから先の全員協議会で申し上げましたように、執行部といたしましては、特に町長の意向といたしましては、強く、現計画どおりにというところは、これは議員と一緒にしたいと思います。そういう中で、現段階におきましては、現計画を早期に実現させるというところに、全力を傾注すべきだと思っております。そういった中で、現計画通りになり、この庁舎の移転必要時期が明らかになった場合に、住民投票について判断をしたいと、そういう考えでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）全部じゃないが一部分、私と今の答弁は一致しとるんですね。現行どおり現計画通りやらせる。これは、その骨組み、これがしっかりしとったら、もういろんなその、計画通りやらせる障害ですね、これを取り除いて初めて町が自信を持って、もう庁舎の移転もしました、場所も決めましたと。県は今までの計画どおりやってくさいということが強く主張できるんですが、それはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回の県の見直し案の最大の懸念材料は、県の財政問題というふうに、これは県も明言しておりますし、当町の庁舎問題が今回の見直しの発端になっていないということは、県においても確認をしております。そういう意味でいきますと、やはり県の財政問題を解決させて、現計画どおりさせるというところに、全力で傾注してまいりたいとそうように考えています。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中） まあ、1番の問題は財政問題かもしれません。ですが、県はお金がないんではないんですよ。やり方がおかしいから結果的にこうなっておるんですね。もう、平成11年に都市計画決定をして、あるいは事業認可2年後にはして、これでやりますということでやってきた。しかし、広島市の財政難で7年延びてきた。しかしその間にですね、広島県は、高速5号であるとかあるいは駅前の再開発。AブロックかBブロックかCブロックか知りませんが、新たな事業を起こしてですね、金がないというのは、私は納得しがたいんですね。金がないのなら全体を、広島県がやめるのであれば、私は納得できるんですが、今まで14、5年前に決めたことをね、金がないからいうて新たな事業をどんどん起こしながらね、金がない言うのは、私は非常識だと思うんですね。広島県のやり方が。だから、海田町がそれまでにいろんなことで障害を取り除いて、もう、海田町これだけ準備しましたと。ぜひ、現計画どおりやってくださいという、そういうことをね、主張するためには、庁舎の問題を明確に早くしなければならないというように私は思うんですよ。そのことが、県の見直しをやめさせることにもつながるんですがどうですか、お尋ねします。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 繰り返しになりますが、今回の見直しは、県の財政状況であるという、その点だけは県から明確な説明を受けておりますので、まずその問題を解決して、現計画通りさせると、そういうふうになった上で、庁舎の問題について取り組んで参りたいと思います。

○議長（久留島） 佐中議員。

○15番（佐中） 財政問題を理由に、今、県の肩代わりのような発言をずっとされますが、もう、都市計画法に基づいて、今の計画をされて、JR高架事業ですね。事業認可も受けとる。もう法を盾にね、財政問題は、金がないんではないんですよ。無茶苦茶なことを私は県がしとると思うんですよ。やっぱりやらせるためには、町が強硬な態度をね、やっぱりここで示すべきですよ。もう、土地を持った方が92パーセント、泣き泣き移転をされてですね、今日まで来る。区画整理問題も、三点セットの一つでありましたけれども、長年、なかなかできなかった。しかし、今、駅前の東街区だけはもう今年度予算の中に大きく計上されて前進をする。いろんな条件の中で、少なくとも、進みつつあるわけですね。1番問題はJR高架事業。これができないことに非常に残念に思うんですよ。県の計画を現行通りやらせる、これは思いきったね、私、町のそういう姿勢、広

島県は、それを足元見とるのではないかというように思うんですね。県の説明を受けるとか住民に説明さす、あるいは議会にも説明さす、こんなことをしておったんでは、一旦説明をしたら、もう次のクリア、説明したから次へ進むと。最終的には県の都市計画審議会の中で、海田町はいろいろあったけども大筋合意、こういうことでね、計画変更が認められる。また町もそれに押されてですね、町の都計審もそういう結果になり得ると思う。私は今ここが1番大事だと思うんですよ。だから、強行な姿勢を町長が取るべきだと思うんです。ですから、こないだの海田町の意見とか、そういうものを全くね、今の、県の説明に対して、不服であるとかあるいは現行通りやらせると。こういうね、公的文書の中に、全然入っていなかったことに大きな問題があるし、その姿勢が今見えるんですね。これを本当にやらせる。私ども、議員が全員行って県庁の前に座り込みをしようか、それとも、県議会や市議会に請願をしようか、こういうところまで今論議を進めてきたんですが、しかし町の姿勢がどうも弱腰だと。いうんでこないだ、全員協議会の中でそのことを問い正した。一面安心をするところもあるのはあったんですが、しかし強行的に、我々が取り組んでも、何ら都市計画法で決めて、15年前、今日までずっと待って、やっとできるかどうかというところで、こういう見直しが出てきたわけですから、非常に、県に対して私は不信を持っております。そのことによって、町政の混乱を招く、あるいは信頼を阻害をする。あるいは、ひいて言えば、住民の福祉の向上に大きく影響をするわけです。いろんなことを、重ねて見てもですね、やっぱり現行通りやらせる。これが1番の仕事だと思うんです。町長はその問題について、本当に腹をかけるのであれば、今まで受けた損害も含めてね、訴訟するぐらいの気持ちがなかったら広島県はうんと言わんと思うんです。その腹づもりをお尋ねいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この間も全員協議会で話しましたように、私としては、現計画通り絶対にやっていただくという信念のもとに動いて行きたいと思います。今縷々佐中議員の方から説明ございましたように、この事業は、広島県と広島市が事業主体で、海田町に、やるから協力してくれという投げかけてきた事業でございます。その経過につきましては先ほど来、都市計画決定、事業認可とか、いろいろ行程を組んでやりました。私が町長にならしてもらって、今10年目でございますが、すぐに湯崎知事のところに行ってですね、この計画をとにかく進めて下さいと、うちの場合は全面的に町も県の方に協力して、開発公社へも毎年のように、また、職員を送り込んで協力をしたわけです。その点

について、今広島市がどうですかねとかですね湯崎知事もなかなかはっきりした明言がないので、しかしながらこの事業は、今現在用地買収はここまで済んでおりますと、いうことも明言をしておりますし、また今回でも、今、9割あまりのですね用地買収が済んだ。そのために海田町のまちの一つの町がなくなったぐらいのつもりで、私は進言をしております。実際に、先日もマスコミ等に出てきていただいて取材を受けてもですね、私の部屋からその状況を見られてね、事業化する前にええとか悪いとかいう。例えばよその例を出しちゃ悪いんですが、輦の計画なんかは今から進行するために、賛否をとっている時期ですが、私の方は、9割も用地買収ができて、もういつでもかかってもらいたい時期になってこういう見直し案が出たということは、本当に残念でなりません。そういうことから踏まえて、移転されたいろんな多田議員を始めですね、駅前地区の方のですね、心情はどのように我々は説明したらいいか、非常に苦慮しとる状況でございます。ぜひですね。私も、一生懸命に県の方へ現計画どおりやっていただくことを進言して頑張っていきたいと思いますので、議会の方もひとつよろしくご協力ご指導いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）発言の中での理解はできるんですが、これからの行動、非常にね、疑問を持っておるんです。ひとつ具体的にお尋ねをいたしますが、町長答えられんかも、建設部長にお尋ねするんですが、町長の行政報告の中で町が説明を受けたと、議会も住民にも説明を求めるとというのが文言がありましたけれども、都市計画法によって、公共団体が事業を進める場合は、賛成であろうと反対であろうと、一旦説明を受ければ、その理解をしようとすまいと前に進めることができると思うんですね。こないだもちょっと言いましたが、区画整理組合みたいなのは、地権者が全部賛成者がなければ事が進めませんが、町や県や国がやる場合にですね。今の説明だけしとけば、事業が進める。今の、窪町の区画整理事業もそうなんですね。住民が納得しようとすまいと、説明だけしたという形で、一旦クリアすれば、前にどんどん進めることができるんです。今回もそういう説明を県がするとしてきたら、私はしない方が、1番JR高架事業で、現行通りやらせる一つの歯止めになると思うんですが、それはどうですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回県から説明がありましたのは、都市計画決定の変更とかそういった話ではございません。あくまでもこの事業をこういう見直しにかけると、それもなぜか

けなければいけなかったのかと、そういったところからの今回の説明でございます。そういたしますと、先ほど佐中議員もおっしゃいましたように、ほかの事業進みながら、なぜこの事業だけ財政状況の中で見直しをしなければいけないのかとか、そういったいろいろと議員の皆さまもですし、住民の皆様も、そういった疑問点をたくさん持っていらっしゃると思います。それを説明できるのは県でしかございません。この見直しを始めた県でしかございません。そういったなぜ見直しをしなければいけなかったのかというような部分を含めまして、県が、議員の皆様、それから、住民の皆様へ、直接説明をすべきだと。その、見直し案を都市計画決定をするための説明とかそういうのではなしに、1番スタートもなぜ見直しを行わなければいけなかったのかと、そういったところから含めて説明すべきであると、これは、先ほど来議員も、財政上の問題がある中でほかの事業をやっておるにもかかわらず、なぜ、この事業だけ見直すのかとかというような、疑問点を出されておりますが、そういったのを説明してくれというふうに申し上げた訳で、都市計画決定の都市計画法上に基づくそういった意見陳述だとかそういう場を設定しようと言ったわけではなしに、今回の事業そもそもなぜ見直さなければいけないのか、それから、いくつかの代替案も書いてあるけど、それがなぜいけないのか。そういった検討過程、そういったようなものを、私ども執行部に説明するだけではなしに、私ども執行部を通じて、議員の皆様や、それから、住民の皆様へ、これはとても説明し切れないから、そこの部分は、皆様方に十分説明する機会を設けてくれと、そういう趣旨で言った訳でございます。決して、事業をある程度進めるためにそういった場を設けろとか、そういうのではなしに、そういった先ほど議員がおっしゃいました疑問点をぶつけていただきたいと、それは、執行部は執行部として対応いたしますが、それぞれの議員の皆様住民の皆様自体、特に署名を集めていただいた諸団体の皆様方には、県の方から、直に語り直に聞けと、そういう趣旨でございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）それは言葉の上ではね、それはそういうことが言えるかも知りません。

しかし、都市計画法に基づく変更の手續、これは説明をし、縦覧をし、そして皆さんの意見を聞く。こういう手續が流れの中にあるわけですね。そして、県の都計審、国交省の大臣の同意がいるというこういう流れになっておるんですが、しかし今の説明を、変更の案ですから、私はそこにのっかかると、広島県のそうした見直し案に、説明をずっ

と聞くとですね、変更手続の中の、土俵に乗ってしまうと、私は思うんです。そう再々
とね、財源の問題であるとか、その至った経緯とか、そういう問題をとるべきでない
と思うんです。むしろ、庁舎の問題で、J R 高架事業する場合には、全部予定地を更地
にしてですね、一つも障害物がない方法でやる。これが、今の、J R の高架事業の原点
なんですね。役場を置いて障害物を置いて、はよやれやれ言うたって、そりゃできない
ですよそれは。そういう条件があるわけです。私はだから、そういうね、説明を受けず
に現行どおりやれということを、強くね、県に主張しその態度を見せるのは、庁舎の移
転場所を早く決めてやるべきだと思うんですが、最後にそれをお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今おっしゃいました、もう一度繰り返しになりますが、都市計画法上の
住民説明と、今回私どもが申し上げた住民説明が違うというのをもう一度申し上げたい
のと、やはり今後当然に協議をしてまいります、その中では現計画どおりやれという
ことは申し上げてきますし、それをどのような形で具体化させるかというところは今か
ら検討してまいりたいと思いますが、庁舎問題につきましてはやはり、その結果を見定
めた上で判断をしたと、そのように考えております。

○議長（久留島）7番、桑原議員。

○7番（桑原）7番、桑原です。今日大きく2点について質問させていただきたいと思
います。1点目、教育行政について。現在、国においては、地方教育行政のさまざまな課
題が指摘され、教育委員会の制度の改革が検討されるとともに、教育内容面において、
グローバル社会で生き抜くための教育、知育・徳育・体育の推進が図られております。
また、広島県においては、「広島で学んでよかったと思える日本一の教育県創造」を目
的に掲げ、「子どもたちの体力・学力の向上」「実体験などを通じた全人的な教育」「グ
ローバルな感覚を持った人材の継続的な育成」が重点的に推進されているところでありま
す。このような状況の中、海田町においては、この4月から新しい教育長が就任をされ、
さまざまな教育活動を推進されておられると聞いております。就任されて5か月が過ぎ
ましたが、どのような方針の下、海田町教育行政を推進していったこうとされている
のか、また、現在の学校の課題をどのようにとらえ、今後どのように解決を図ろうとし
ておられるのか、教育長のご所見をお尋ねをします。質問の2点目は、学力と体力の現
状についてでございます。まず、学力の現状についてお尋ねをいたします。昨年、12
月議会において、各小・中学校の全国学力テストについて、ほかの議員から質問がされ、

当時の教育長は、数値結果をもとに重点課題をとらえ、それに対応した改善計画を作成をし、課題解決に向けた授業づくりを進めると答弁されております。今年度も、全国学力テスト、県の基礎基本定着調査は、既に実施されているとされていますが、昨年度と比較して、本年度の結果はどうだったのか、またその結果の背景・要因をどのように分析をされ、今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長のご所見をお尋ねをいたします。次に体力の現状についてお尋ねをいたします。同じく昨年 12 月議会において、私は、海田町の児童生徒の体力・運動能力については、県内市町では何番目か、また、その結果・課題をどのようにとらえ、改善をしていくのかと伺ったところ、当時の教育長は、調査結果は決していい状況ではない。特に握力、ボール投げなどに課題があり、外遊びの励行や部活動の充実、体育の授業改善について、各学校に指導し取り組んでいく、と答弁されましたが、具体的な答弁はありませんでした。その後、私は、県教育委員会のホームページ等で調査したところ、体力テストにおいて、昨年度の市町別順位については、小学校 6 年生の男子が 23 市町で 18 位、女子が 20 位、中学校においては、3 年生は 20 位、女子は 23 市町中、最下位という結果となっておりました。海田町においては、多くのスポーツ少年団や織田幹雄スポーツ振興会、体育協会、スポーツ振興委員などの体育の向上にご尽力をされている方々や団体がたくさんある中で、なぜこのような結果となっているのか、納得することができません。私はこれまで答弁された外遊びの励行、部活動の充実、体育の授業改善をする前にもっと根本的な問題があるのではないかと考えるのです。昨年度の体力テストの結果について、背景・要因をどのように分析をされ、今年度の体力テストに生かされたのか、また、今後どのように取り組んでいこうとされているのか、教育長のご所見をお尋ねしたいと思います。質問の 3 点目は、教育環境の整備についてでございます。児童生徒に適切かつ快適な教育環境を提供することは、設置者である教育委員会の重要な責務である。財政上の理由から全ての教育環境を完全に整備することは大変難しいとは思っておりますが、とりわけ暑い時期の教室環境は、緊急の課題であり、早急に対応すべきだと考えております。ここ数年、地球温暖化の影響からか、まさに異常気象であり、7 月上旬でも、教室内の気温は 30 度をゆうに超えているというふうに聞いております。また、近年、児童生徒が熱中症で救急搬送されているという報道も頻繁に耳にしております。さらに、現在の小・中学校では、授業時間の確保や、学力補充の観点から、夏季休業中においても授業を実施していると聞いております。児童生徒の健康管理面及び学習環境向上の両面から考えて、全教室に

エアコンを配置すべきだと考えますが、教育長のご所見をお尋ねいたします。大きく2点目でございますが、現庁舎の活用についてお尋ねいたします。役場の庁舎問題については、平成19年10月の庁舎建設特別委員会から、長年にわたり、何度も議論されておりますが、全く先の見えないトンネルに入っている状況であります。とはいえ、近いうちに、庁舎の建て替えがあるものとして、この数年間、役場庁舎の改善や改修に取り組んでいないのではないかと思います。平成25年度においては、多目的トイレを整備するとし、予算が計上され、利便性の向上が図られると思いますが、本来であれば、ほかにも取り組むべきものがあるのではないかと思います。一つ目、庁舎の移転候補地が決定したとして、その後の設計や建築工事には、どの程度の期間が必要であると想定しておられますか。二つ目、現在の庁舎は建設後何年が経過しておりますでしょうか。三つ目、現在の庁舎について、大規模な改修や修繕がされたことはありますでしょうか。四つ目、現在の庁舎は、本来であれば、早急に対応する不良箇所は把握されておりますでしょうか。以上4点、町長のご所見をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）桑原議員の質問の2番目について私から、1番目については教育委員会から答弁いたします。まず、現庁舎の活用についての質問でございますが、1点目については候補地が決まれば、設計から工事完了まで約3年程度見込んでおります。次に、2点目につきましては、昭和53年に建築後、35年が経過しております。3点目については、庁舎建設以降、契約額500万を超える大規模な工事については5件ございます。主な内容は、空調設備の改修等でございます。4点目につきましては、耐震補強、会議室等へ個別空調の設置、庁舎外壁の補修、屋上等の防水工事が必要と考えております。それでは1番目の質問については教育委員会が答弁しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）教育行政についてのご質問に答弁いたします。まず1点目については、就任以来、私は、校長会や全教職員に対して、海田町の児童生徒が小中学校で学びを終え卒業したときの姿を、夢を持ち、夢を語ることのできる児童生徒、こう謳い、さまざまな教育指導を行ってまいりました。近年の本町児童生徒の現状は、不登校・暴力行為等、生徒指導上の課題に加え、学力・体力ともに、県全体の下位に位置するなど、大変

憂慮される状況でございます。私は、海田町の児童生徒が、学力・体力面で他市町の児童生徒に劣っているとは到底思えず、このような状況に至った要因は、教師の指導方法にあったのではないかと考えております。さらには、本町教職員には、優秀な教員も多数配置されておりまして、教職員を指導する立場にある町教育委員会の指導にも課題があったと捉えているところです。このことから、本年度は、校内研究体制の確立、そして対症療法の視点とあわせて未然防止の視点を重視した取り組み、関係機関との連携推進の3点から、教育行政を推進し、夢を持ち、夢を語ることのできる児童生徒の育成を図っていきたいと考えております。質問の2点目の学力につきましてですが、例年6月に実施されている広島県の共通学力テストで、昨年度の本町の順位は、23市町中、小学校が15位、中学校は18位でございました。本年度は4月からの約2か月間、学力の低い児童生徒への個別の取り組みや、学校の課題に応じた学力テストを作成し、反復させる学校全体での取り組みなど、即効性のある取り組みを重点的に進めてまいりました。その結果、本年度は、小学校が昨年の15位から4位、中学校は昨年の18位から6位となり、一定の成果が出たと思っております。しかしながら、全体の得点は向上したものの、応用問題についての対応については、課題が残っていると考えております。こうした結果を受け、今後は、応用的な問いに対応できる学力の定着を目指し、町教委と学校が連携した授業づくりに取り組んでまいります。次の体力テストについてのご質問でございますが、昨年度の結果は、ご指摘のとおり、ほぼ全ての学年・学校が県平均を大きく下回ってございました。この要因は、体力テストに向けての児童生徒への指導が、昨年度まではほとんどなされておらず、教職員の体力テスト取り組みへの意識の低さにあると考えております。本年度は専門の指導者を招き、教職員への適正な測定方法、効果的な指導方法の研修を実施し、これを踏まえた児童生徒への指導を計画的に行ったところでございます。その結果、本年度の広島県の順位や平均は、まだ出ておりませんが、全ての小・中学校で、昨年度の県平均を上回ることができております。質問の3点目のエアコンの設置についてでございますが、来年度夏までに、普通教室・特別教室等、児童生徒が使用する全教室について、エアコンを整備する方向で検討してまいります。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）まず、最初に、教育行政全般についてを質問させていただきたいというように思います。先ほど教育長、夢を持ち夢を語り、ことのできる児童生徒、と謳いというふうな非常にすばらしい、キャッチフレーズというふうに私思っておりますけども、ど

のような具体的な指導が行われたのか、私、ま、前教育長というふうな発言はよくないと思います。比べるわけではありませんけれども、教育について、学力についてもそうですが、2か月余りで、集中的に指導されたというふうに先ほどおっしゃいました。この2か月の間にできたことがなぜ過去にできなかったのかということなんですね、その順位にしても、かなり高いところに位置しているおるようで学力テストありますけれども、どのような集中的な教育をされたのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）まず、大まかな取組みを分けますと、一つは、先ほども答弁いたしました個別指導。特に、学力の低位にある子。特に通過率、平均点ですけれどもこの30パーセント以下の子、この子たちをいかに救っていくか。この子たちが、裏を返せば児童がわからないから、授業の中で手悪さをしたり、それから、友達と話をしたりと。そこで授業がストップしてしまう。こういう傾向が見えましたから、この子たちに対して個別の指導をしていく。全体の指導では限界があると思っておりましたから。そのことが1点あります。それともう1点個別指導の中で、無回答、いわゆるテストの問題を作っても、その問題に何も答えを書かない。選択肢があっても、A B Cどれを選ぶかという問題についても、AとかBとかその選択肢を答えること自体をしない、これを無回答といいますけれども、この無回答率がですね、海田町は結構高い状況がございましたから、無回答率を減らしていこうと。その無回答を減らすことが、今後、子どもたちにあきらめない、こういう気持ちを教えることにつながるんだと、こういう視点から、先ほど言いました30パーセント以下の子どもたちへの取り組み、無回答をゼロにする取り組みというのを行ってまいりました。それが個に対しての指導でございます。もう1点、全体としての指導というのは、各教職員自体が教科の担当だけに任せるのではなくて、教科の担当、国語とか算数とか、そういったものだけでなくですね、全ての教員でテスト問題をつくって行ってその採点をして、全ての教員でかかわっていこうと、そういう取り組みをしました。その二つの結果から2か月間それを取り組みましたが、その結果からこういう結果が出たのではないかと考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）先ほど教育長は、すばらしい教員も中にはたくさんいるというふうにおっしゃいました。最近のテレビ報道でありますけれども、いじめ問題というものが世間を騒がせておりますけれども、これを最近の父兄の方、ボイスレコーダーを持って学校行かす

んだと、いうふうな取り組み、取り組みじゃありませんけども、そういう親御さんの考え方がある。その中で、先生の発言が一言二言載っているんですよね。レベル低い子だね、っていう発言があったり、おまえのろいんだよ、いうふうな発言があったりする教師がいらっしゃる、というふうな報道がありました。これに対して、海田町の教育者がそうだと思いますけども、こういう教師がいらっしゃるということは、子どもの将来をだめにするということが言われるんです。これは大きい話ではないです。過去に私もそういう経験をしましたし、そういう仲間がいました。そういう教育者の中で、大切な15年、15歳と3月までを義務教育というふうにされてますけども、その15歳と3月までの義務教育を、学校が指定した、例えば、これをやりなさい、こういうふうに勉強しなさいじゃなくて、自分の発想を織り交ぜた、そういった教育をすべきでないかと思えますけども、教育長、どう思われますか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）私自身も、今議員の指摘をされたとおりで思っております。今年度の海田町の教職員に対して、大まかには年6回、全教職員を対象とした研修をやることにしております。その中でですね、学力の問題であり、子どもたちの心を育てる問題であり、また教職員自身のもので、先ほど議員ご指摘ありましたけれども、不適切な発言というのは海田町の中でいつ起きるとも限らないと思っておりますから、教職員研修もあわせてですね、その中で仕組んでいく、そういうことを今から考えていきたいと思います。またやっております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）教育長発言答弁は、すごく熱くて、すごくわかるんですね、日本の教育は配給制度だっていうことよく言われてますけども、これを質問しようと思ったんですけど、ちょっとしづらい状況にありますので、これはやめておきますけども、教育についてちょっと戻らせていただきたいと思います。一定の成果を上げられたいうことであります。しかしながら、今年度、わずか4月の就任以来2か月で集中的な教育をされたということでもありますけども、果たしてこれが底力であるかということは疑問が残ります。一過性のものだというふうに感じておりますけども、継続的な成果を出すということについて、教育長はどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）今ご指摘いただいたように、即効性の取り組みというものはやってきま

したけれども、実際にその学力が血となり肉となると、こうした本当の意味での学力というのが定着するかどうかについては、まだ疑問があるところでありまして、今年度、本町で取り組もうとしていることはですね、海田町の中では今年度から教育指導監を配置していただきましたけれども、教育指導監と主幹によって、各小・中学校全ての教職員の授業を年3回授業観察をすると、これを始めております。そして年3回授業観察した中で、それぞれの教職員の授業力の改善点、また向上を図っていくと、こうした取り組みをしながら、実際学力を上げるための1番基本となるのは授業ですから、その授業の力量を高めていくと。こういうことをまずやっていきたいと考えてます。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）学力の中で、応用問題がやはり、ちょっと問題があるというふうに発言をされました。答弁されました。この応用問題に関しては、私は教えて教えられるものではない、というふうな感じがするんですね。今の教育自体が、与えられたものをどう理解するかということが1番大きな観点にあるんじゃないか、原点にあるんじゃないかという教育ではなかろうかというふうに思うんですね。発想力っていうものがね、やはりどういう、その教えたことの発想力それをどう見直すかという時間を与えるというそういう時間もあってはいいんじゃないかと思うんですよ。それが応用力につながってくるし、勉強全体のレベルアップにつながってくるんじゃないかというふうに感じておりますけれども、どう思われますか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）私も全くそのとおりだと思います。応用力をつける方法はたくさんありますけれども、1点だけ、今、取り組んでいる事が、N I Eによる教育というものに取り組んでおります。これはどういったことかと言いますと、新聞を読みながら、その新聞の中である記事をつかんで見て、その中から自分はどう考えるかと、自分を考えさせる今言われた発想力っていうところ、これをですね、新聞を通じて、やるというN I Eという活動がありますので、これを始めたところでございます。こういったものを続けていくことによって、応用力というのは必ずついてくると、そう確信しておりますので、こうした取り組みを続けていきたいと思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）学力についてはこれで終わりたいと思いますけれども、先ほどこちょっと触れました配給制度というのをね、小学校1年に入った時には、学校が決めたクラスで学校

が決めた先生で学校の言われる通りを勉強していくんだというようなね、そういった、昔の配給制度のような、決められたものの中で生きてるんだ、先生によっては本当に大事な国の宝である子どもを、どうしていくんか、潰していくんか育てていくんかということに、大きくつながってくると思うんです。ぜひ頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いいたします。はい、それでは、体力のところはちょっと飛ばしたいというふうに思います。時間が。学校教育じゃなくて教育環境の整備というのについてお尋ねをいたしたいと思います。最近の地球の温暖化により、ヒートアイランドによる環境の変化、これが大きくテレビでも取りざたされております。平均 30 度、この猛暑の中で、30 度、35 度という気温の中で、仕事をされてる方も、学校で勉強されてる方も大変な夏ではなかったかというふうに思います。高知県の四万十市では 41 度っていうね、本当に日本では大変な記録を観測されておりますけども、これの 41 度を逆手にとって商売をされてらっしゃる方がたくさんいらっしゃるんですね、これは良いことだと思いますけども、本当に地球温暖化による、さまざまな現象が起きております。沖縄のサンゴも白化をし、要するにサンゴが死ぬということね、学校が勉強に励む環境ではないというふうに私は判断して今回質問させていただいたわけですが、本当にびっくりしたんですが、本当に答弁が、それに向けて、エアコンの設置に向けて取り組んでいくということなんで、本当にありがたいと、子どもに対して教育をね、これから本当に一生懸命やっていくんだ、そういう環境をつくっていくんだという教育委員会の教育長の答弁、本当に私はありがたいなというふうに思います。また、子どもを育てていくのに、海田町の子どもを育てていくのに、本当に環境をつくっていかなくちゃいけない。親御さんには学校の教育を受けさせる義務があるんですね、子どもにはそれを受ける権利がある。その権利をやはり教育委員会、大人がみんなが環境整備していくということについては、一致していますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたしますというふうに、答弁は結構です、お願いします。続きまして、現庁舎の取り組みをちょっと質問させていただきたいというふうに思います。活用についてですね、町長答弁の中で、これから、庁舎移転をするのに、期間はどれくらいかかるか、という質問をさせていただきました。設計から完了まで 3 年にかかるだろうということ聞いておりますけども、この 3 年間の間、この 3 年では済まないというように思うんですね。庁舎が決まるまで、決まってから 3 年、決まるまで何年かかるかっていうことについては、ちょっと不明なんで、はっきりしたことは申しませんが、今まで現庁舎というのは、先ほどありましたように、昭

和 53 年、35 年経過している。それで、庁舎が建つだろうと思われる年を考えると、大方 40 年が経過するわけなんですね、40 年ではないですけども、38 年経過するわけなんですね。この中で、今まで 500 万を超えた修理・補修をやったのが 5 件あるというふうに、言っておられます。大きな空調をやられたということなんですけども、この 5 件、答えられますか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）500 万以上の修繕 5 件についてでございますが、まず 1 点目は昭和 62 年に庁舎本体ではございませんが庁舎の駐車場の整備工事を行っております。続きまして、昭和 63 年に、現町長室に個別空調を導入いたしまして、それとあわせて、現副町長室、電算室、昔は一つの大きな会議室だったんですが、そこに間仕切りをして二つの部屋にするような工事を行っております。続きまして、平成元年に海田町役場のメイン空調、ガス吸収式の空調設備でございますけども、これの全体の取り換えを行っております。続きまして平成 18 年に、このガス式の空調設備をオーバーホールしております。それと平成 25 年、今年度でございますが、同じくその空調設備を、やはり、オーバーホールをしているというところでございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○7 番（桑原）まずね、やはり耐久性の問題というのが大きくとりざたされると思うんですよね。空調であるとか、駐輪場、駐車場の問題であるとかっていうのも大事だと思います。私も、今の海田町役場の表玄関である駐車場、これは狭いということもありますし、雨が降った時の子どもさんや、体の悪い方、この方たちが庁舎へ入るまでにどんな思いで入ってらっしゃるか、いうこと、安全ということも考えた、やはりそこらの整備をしなければいけない。今聞きますと、安全にかかるこの整備と言うのはされてないんですよね。ですから、大方 35 年、今度庁舎が建つ設計から建設まで 3 年であるとしても、38 年経つ庁舎が安全なのか、耐震はどうなのかということも考えたら、もっと、整備していかなきゃいけないところがあるんじゃないかと思いますけど、いかがですか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）はい、庁舎の移転の進捗状況もあると思いますけども、まず、庁舎の改修の優先順位としては、来られた来庁者の方、また職員の健康管理のことを考えて個別空調の導入、それと、少々雨漏り等々が見受けられる所がありますので、防水等の工事、それから、庁舎への周りの外壁等モルタル等が弱くなっているところがありますので、

そういうところが落下すると危ないのでそういうところの補修、そういったところを優先していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）4番目の質問の中でね、早急に対応すべき箇所は把握しているかというお答えの中で、耐震補強、会議室等への個別空調の設置、庁舎外壁の補修、屋上等の防水のことを考えるというふうにおっしゃいましたけれども、これはやるということなんですか、それとも考えるということなんですか、どちらですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）町長答弁の中で申し上げた事項につきましては、緊急性の度合いを見ながら、来年度の予算編成の中で検討してまいりたいということでございます。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）今の安全にかかわる問題というのも大きいんです、工事の問題も大きいですが、やはり、現庁舎の中でね、ちょっと角度を変えて話をさせていただきますと、今の、例えば来庁者の方、保険課へ行かれて生活保護の話であるとか、いろんな話をされますよね。カウンターで、隣の人のことを気にしながら、そういった保険関係であるとかという話をされますけども、そこらを改修していきながら、隣の人に聞かれないような、保険課のカウンターを改修していくとか、いうことは考えておられませんか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）プライバシー保護の観点からだと思いますが、カウンターについては、隣の方と聞こえないような形の遮へい版を設けるとか、ということも状況を踏まえて検討していきたいと思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）たくさん来庁者がいらっしゃいます。これ、ワンストップサービスっていうのが最近どこでもはやっているというのか、事務の合理化というかね、というのをやっていますけれども、ワンストップサービスというのはご存じですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）用語については把握しております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）海田町で取り入れようとしていませんか。どうですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）基本的に現庁舎の中で、すべてワンストップサービスになるということとは非常に難しいと考えておりますが、極力ワンストップになるように、例えば、特定の窓口に来られたお客さんが、ほかの窓口に行く際には、例えば職員が下りてくるなり、必要に応じてそういう対応して行っておりますけれども、これを当面継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）ぜひね、庁舎の建て替えという問題が何年か後には迫っております。例えば皆さんが事務の合理化をやらなきゃいけない、人間の合理化をやらなきゃいけないという中で一生懸命取り組んでらっしゃるということは十分承知しておりますけども、やはり見る観点を少し変えれば、直さなきゃいけない、ここをつつかなけりゃいけないことたくさんあると思うんですね。そういうように思うんですね。ですから、今後もね、やはり一生懸命取り組んでいただきたいというふうに思います。以上終わります。

○議長（久留島）9番、西田議員。

○9番（西田）9番、西田です。大きく三つの質問をいたします。まず第1点目、東広島バイパスの開通に伴う交通安全対策を質問いたします。第4次海田町総合計画の広域的な立地や交通状況を見ると、我がまちは、広島市、呉市、東広島市の間に位置し、これら3都市をつなぐ交通の結節点となっており、高架化された東広島バイパス・広島南道路が開通すると、交通利便性がさらに高まるとともに市街地内、特に国道2号の交通量は軽減が予測されます、とあります。この軽減には高架が前提であります。ところが、現状を見ると、地区別の交通事故発生率で比較した資料によると、海田町の交通事故の発生率は県下でも最も高い方に入っています。高架の条件が進まない現状をかんがみれば、直ちに、交通安全対策に取り組む必要を感じます。さらに、東広島バイパスが平成26年、来年の3月末に上瀬野まで開通が予定され、未だ高架されていない、1車線の道路に車が集中し、混雑が予想されると同時に、迂回路への回避行為による交通事故の発生が増えると考えられます。海田町都市計画マスタープランに言われている安全な交通環境の確保という個別の課題もハードルが高くなります。以上のことから、開通する前に安全対策を施す必要性から、次の質問をいたします。1、東広島バイパスと広島南道路の交通量の変化はどの程度想定されていますか。2、通勤や通学時間での混雑は国道31号交差点をはじめとし、日の出交差点や浜角交差点など、どのようになりますか、お伺いします。3、主要交差点からはなみずき通りやひまわり通りの迂回行為も予想さ

れますが、通学者を含めた交通安全対策はどのように考えられていますか。また、今まで出ている改善の要望はどのようなものがありますか。その対策の実施状況はどのようなになっていますか、お伺いいたします。4点目、事故率減少には東広島バイパスと海田南道路の高架が早期に必要と考えますが、実現に向けてどのような取り組みをされていますか。また、いつごろに高架になりますか、お伺いいたします。次に、大きく2点目、エネルギーの地産地消計画をお尋ねいたします。全国各地の自治体も独自のエネルギー戦略を打ち出し始め、国も平成26年度にエネルギーの地産地消の計画に対して補助を検討しています。定例会においても、持続可能なエネルギーの地産地消の課題に対し、平成13年から次の提案をしてきました。特色ある産業誘致、新エネルギーの対策、中でも小水力発電、太陽光発電、風力発電の推進などを提案しております。また、省エネルギー対策におきましては、使用電力抑制のLED化や電力の見える化、使用ピーク電力を制御するデマンド監視装置などを提案しております。スマートグリッドなどシステム構造の改革の提案もしております。エネルギーの地産地消を実現するため、メガソーラーによる供給や消費との分配をコントロールするシステムであります。このような提案をしてまいりました。以上のことから、持続可能なエネルギーの地産地消に向けて、町内に現存するエネルギー関係企業やその遊休地の存在に加え、市街地密集のメリットを生かし、官民学の連携のもと、エネルギーの地産地消の計画を策定し、エネルギー的にも効率のよい、スマートシティの実現を図ってはどうでしょうか。その見解と計画策定に関してお伺いいたします。次、大きく3点目、PFIの導入をお伺いいたします。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体などが直接実施することよりも、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI手法が実施されています。内閣府による民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、PFI法、プライベートファイナンスイニシアチブであります。このPFI法は、平成11年7月に制定され、この13年間の実施状況は395件、4兆1,199億円の事業規模で支払いに対するサービス価値、VFMですが、バリューフォーマナーが4,826億円あったとされています。さらに平成25年6月12日公布されたPFI法の改正では、今回改正されたわけですが、この改正では、インフラ事業に民間投資を喚起し、財政負担の縮減や民間の事業機会の創出を図り、成長力強化に寄与するとされています。定例会においても、ミニ地方公募債、カーボンオフセット、行政サービスの民間委託など、効率的かつ効果的な公共サービスを提案してきました。以上のこ

とから、本町の P F I 導入に対する質問をいたします。1、財政負担の縮減につながる P F I であることから、行財政の健全化に向けた、導入効果を検討してはどうか、見解をお伺いいたします。2、今後検討される具体的な事業で、公共施設などの学校や、保育所の改修、及び新築などに P F I を導入してはどうでしょうか。以上、大きく3点をお伺いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問に答弁いたします。まず、東広島バイパスの開通に伴う安全対策についての質問でございますが、1点目については、東広島バイパスが瀬野西インターチェンジまで開通した当初においては、国道2号から約2万台の交通が東広島バイパスに転換すると考えております。2点目については、県道矢野海田線の各交差点において、渋滞が発生する可能性が高いと考えております。3点目については、東広島バイパスの一部開通における交通の安全対策を海田警察署において現在検討されていると聞いております。また、住民の方からの要望といたしましては、主に信号機の新設やカーブミラーの設置などでございますが、カーブミラーについては、設置できる箇所は既に対応しております。信号機の設置については、海田警察署などに要望しております。4点目については、建設促進期成同盟会を通じて、早期の高架下を要望しており、7月30日にも、国土交通省や地元選出の国会議員へ議長とともに要望を行ったところでございます。また、高架化の時期については、国から具体的には示されておられません。続きまして、エネルギーの地産地消計画についての質問でございますが、この問題に関しましては、国や県の果たす役割が非常に重要であり、海田町だけで、施策を講じることは考えておりません。このたび議員ご提案のエネルギーの地産地消に関する計画策定は考えておりません。続きまして、P F I の導入についての質問でございますが、1点目については、国が取りまとめたデータで一定の効果も出ておりますが、従来方式で行うよりも、財政負担や事業実施段階でのリスクが軽減されるとともに、住民の方々にとっても、より良く、より安価で効率的にサービスが提供されなければ、P F I を導入するメリットはないと考えております。2点目につきましては、本町にあうものがあれば、具体的に検討したいと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）それでは、1番目の質問でございますが、東広島バイパス、上瀬野までの開通に関しての、交通安全の対策という再質問をいたします。今、第1の問いに対して

は2万台が、東広バイパスの方へ動くというふうに、言われましたよね。この2万台が動くということは、どのようなパーセンテージに、この矢野海田線にどのように、ボリュームが上がっていくのか、おわかりでしょうか。それをまずお聞きしましょう。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）2万台の中で、矢野海田線が現在約1万8,000台ということになりますので、合計が3万8,000台になる予定になります。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）1万8,000台はちょっとよくわからないんですが、私調べた範囲では1万5,000というふうになってるんですがね、1万8,000台が、2万何ぼになるんですよ、ということは、今の現状から倍率っていうと何倍になるんですか、お伺いいたします。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）約3.5倍になります。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）すいません訂正させていただきます。2.1倍。すいません。

○議長（久留島）西田委員。

○9番（西田）ということは、3月末において開通した時点では約2倍になるということですね。2倍になるということは、今の混雑状況、ちょっと極端な例言いますよ。通勤時間帯の例をいみましょう、7時から8時、9時までですね。この時間に集中してる台数はどのくらいなんですか。それが現実に関今の約2倍なんです、2倍よりも大きくなるように感じるんですが、その点をお伺いします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）1日当たり何台という交通量については口頭で聞いておりますけれども、通勤時間帯とか、ラッシュ時の具体の交通量までは把握をしておりません。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）国土交通省のページなどを見ますとですね、時間帯ごとに交通量を、公開されてるんですよ。これを見るとですね、今現時点では約四百なんぼ、500台ぐらいにしましょうか、そのくらいの、今の通勤時間には、実際に交通量があります。資料によるとですよ。だから、それが把握できてないということですから、調べられて、現状その状態があると仮定しましょう。そうすると、それは今、平均で2倍ですから。実際の時間帯においては、その要するに混雑状況ですね、これは2倍以上のものが、私は考え

られると思うんですが。それはどのようなお考えでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）それについてはですね、我々の方で答えできるような数字は持っておりませんが、以前、国土交通省さんの方から聞いた情報によりますと、新しくバイパスが開通した当初には大きな交通量が、バイパスの方に転換するものの、現在の2号のほうがスムーズに車が通るよということが、皆さんに周知されるとですね、幾らか交通量が戻ってくるというふうには聞いておりますが、具体的にどうなるかということまではですね、伺っておりません。

○議長（久留島）西田委員。

○9番（西田）そうですね。自然現象ですから当然アップダウンはあると思いますね。こっちが混めばこっちを利用する、その振幅で時間が経てばある程度のところへおさまってくると思いますが。そういう状況にある、ということは、2倍以上に今の現状が増えてくる、この認識はよろしいですね。次にですね、今の、東広バイパスからおりてきますよね。1車線に向かって下りてきまして、はなみずき通りの交差点がですね、そこのはなみずきの交通量は、この最近どのような、増加傾向にあるかご存知でしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）はなみずきの交差点、いわゆる県道矢野海田線の交通量の推移だと思いますけれども、それについても、ちょっと具体的にですね、年々何台から何台になっているというふうに詳細に、道路管理者も把握しているというふうに聞いておりませんので、ちょっと我々の方で把握できている数字はございません。

○議長（久留島）西田委員。

○9番（西田）数字でなくて定性的に言いましょうか、感覚的にじゃね、感覚的にね。私は朝見てるんですが、はなみずきへ入る量がかなり多いです。東広バイパスから降りられてですね、はなみずきへ移行される。逆にはなみずき通りから逆に東広バイパス上がられる又は2号へ向かって行かれる。この台数もかなり増えてきております。ということは、これは車の流れが、東広バイパスに2倍以上のものが来る。通勤時間帯はそれ以上のものが来る。それが全部はなみずきへ行くということは、はなみずきの方向には何があるかいうたら、当然、山手には南小学校がございます。ほいで、平地に対しては海田中学がございます。そこへの通学者は非常に多いんですよ。ということは、安全対策をしないといけないと思うんですよ。その通路に関して安全対策は、当然、レベルを上

げる方法もあるでしょうし、樹木を植える方法もあるでしょうし、ガードレールなどを設置する。その水準に応じていろいろ工夫されると思うんですが、そこらの対策も含めて検討する必要があるような気がするんですよ。今の現状からしたらですよ。そこらが、この3月がもう目の前に来ているんですが、そこらは検討されているかどうか、お伺いします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）それは新開蟹原線という解釈でよろしいでしょうか。はい、新開蟹原線につきましては、交差点、具体的には質問にもありましたように、交差点について信号機をとというような要望なども海田署の方に上がってきますけれども、道路構造そのものについてはですね、基本的に道路構造令に基づきまして、必要な安全対策はやっておりますので、たちまち、新開蟹原線が2倍の交通量になるかどうかわかりませんが、基本的な安全施策をやっておるといふふうに考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）これは比較論になるかわかりませんが、海田小学校の、ひまわり通りですか、あそこにはガードパイプを付けたんですよ。それは現状の今のはなみずきの方にはそういった状況にほとんど見られないんですが。それで、私ガードパイプを付けろと言わないんですよ。そういうふうに言っているんじゃなくて、ある程度の、グレードの高い安全対策はやっぱり施していくことを、考えないといけない現状が目の前に来てるんじゃないですか、ということをお願いなんです。その点はどうでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）新原蟹原線は海田町の道路改良の歴史の中でも最近築造した道路でございます。歩道と車道の間は、約15センチか20センチだったと思うんですが、段差をつけておりますので、基本的にはそちらでですね、道路構造としましては、車両を排除するというふうにしております。ただし、カーブとか特殊な事情があるところにつきましてはですね、必要に応じてガードパイプ等も設置する場合がございますけれども、基本的にはそういった基本的な構造の中でですね、安全対策を施しておりますので、今後の交通量とかそういう状況の変化に応じてはですね、必要とあればそういう対策、ガードパイプとかガードレールとか、そういう対策も考えていく必要があると考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）ということは現状を見ながら進めると言うことは来年度予算には計上しませんが、来年度開通した時点でそういう状況が起きたら、補正でも対応されるというふうに、今聞こえたんですが、それはよろしいでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）たちまちそういう具体的なものでなくて、今申しましたように、歩道と車道の間には高低差をつけておりますので、基本的にはそれで安全はですね、確保されているものと考えておりますが、さらに必要だということがあれば、そういうことも考えていく必要があるなというお話でありまして、たちまち交通量増えたら補正で、という意味で申し上げたものではございません。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）だから、来年度においてはそういう状況がもし発生するようなことがあれば、補正でも考えると、逆に言えばですね、というふうに取れるんですよ。でよろしいですね。で、次いきましょう。抜本的に解決しようとしたら、今2倍から当然それ以上になるという現状をですね、現状ですよ。やっぱり解決するには1番は東広島バイパスを高架にする、海田南道路を高架にするということが、これは第4次総合計画の中にも、うたわれてますからね、だから、それをやっぱり取り組む。並行してですよ、並行して取り組む必要があるんですが、その具体的活動を、今までどのように、一覽、一覽でもええですが、そういう表的にちょっと説明してもらえませんか。その取り組みを。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）これまでの具体的な取り組みにつきましては、今年度で申し上げますと、東広島安芸バイパス建設促進期成同盟会と同じく、広島南道路建設促進期成同盟会がございまして、これと一緒に国土交通省、財務省、国会議員に各1回、あと中国整備局、国土交通省広島国道事務所に1回行っております。それとあわせまして、県の土木局の方に25年度1回行っております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）それで、今、財政難という、県のような話も出あります国のような話も財政難言う話が今出てきておりますが、当然これに対して、優先順位が決まりながら実施されると思うんですよ。今課題になっとるのは、上瀬野までは行きますから、今度は安芸バイパスですよ、安芸バイパスへ着手しなければいけない。それから、高架も着

手しないとイケない。東広島バイパスの高架、南道路の高架。これは同時に進むんでしょかね。どういうふうな形で今、捉えられておりますかね。安芸バイパスが完了して、ここの高架が進むのか、並行していくのか。どのような考え方をされていますか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）安芸バイパスについては現在も、工事を進めておられます。国土交通省の方に、私ども、町長と一緒に要望に行っておりますけれども、東広島、今の海田の高架につきましてはですね、その必要性があるという認識は、所長さんもお持ちでございます。しかしながらその実施に向けての国の予算の方がつかないという中でですね、今年度も大いに要望し期待をしておった訳でございますけれども、残念ながら現状では予算がつかなかったということでございますけれども、繰り返しますが、広島国道事務所の方も、その高架化は必要だという認識に立っておりますので、今後もですね、工事の着手に向けて、また、町長と要望としてですね、早期の高架化に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）だから、最初から聞いているように、今現状は3月以降は混雑になるんですよ。だから早く高架、抜本的対策としては高架ですよ。高架をやってもらうように努力してもらわないけんのじゃないですかね。じゃあ逆に聞きましょう。高架事業に入ってから高架ができて上がるまでの期間、これどれくらいかかりますか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）具体的な年数については聞いておりませんが数年はかかります、ということ聞いております。したがって、今西田議員がおっしゃいますように、今から工事に着手するとか、事業に着手するというのは、本来遅いんです。そういうことも、町長も何度も所長のほうに言われておりますし、我々の方も、もう既に遅いんだけど、ただ、今となってはですね、例えば数年前に、事業に着手すべきだったという話をしたとしてもですね、もう既に遅いんでございます。しかし、今からできることということで、幾ら早く着手してもらえるか、この1点でございますので、引き続き努力をしていきたいということでございます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）だから、現状の問題はわかりましたということですね。実際にそれが完結するのには、数年はかかると言われたんです。現状、うちの、要するに海田町において

ですよ。あれだけの交通量が全部 1 車線に集中してしまうんですよ。やっぱりそれはですね、声を大にしながらですね、私らも努力もせんにゃいけんですがね、努力しとるつもりでおるんですが、それもしないといけません、やっぱりその今の現状の問題点の解消のためにですね、やっぱり最大限の努力はしてもらわんにゃいけんのじゃないかという気がします。でこれは愚問になるかもわかりませんが、この高架化は、最終地点、いつごろでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）あの、思いは議員と全く一緒でございまして、これが我がまちでやる事業であれば、どのような計画でやって最終年度どのような目標でやるいうのをこの場で答弁できますが、国がやります事業でございますから、早くやっていただくように要望活動を引き続き続けるという答弁しか、いたしかねます。

○議長（久留島）西田議員。

○9 番（西田）何べんしてもあれでしょうから、2 倍以上になってくるという現状の認識のもとで、しっかりと改善の方向に向けていただきたいと思います。次に、2 点目のですね、エネルギーの地産地消計画に対する再質問をいたします。これは町だけでは考えていくことができないというふうな答弁があったと思いますね。それによって、やっぱり、我がまちのエネルギーの地産地消は考えないと、こういう答弁だったと思います。これは、我がまちのエネルギー対策として、いろんな市町がやってるんですよ。現状、やっています。それも補助を受けながらも。ただそこには、やっぱりこの姿勢がそうなるんじゃないですか。要するに、そういうことに取り組もうという姿勢は、他の市町ではやってるんですよ。うちではできないという感覚は、私ちょっと理解できないんですよ。それで、ここの最初のイントロの部分では、説明をさしてもらってるんですが、そこら辺はどうなんですか。その意気込みのような気がするんですが。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この問題につきましては、西田議員から定例会におきまして、幾つかのご提案いただいております。今回も、その点もご紹介されておりますが、小水力発電、それから太陽光発電、風力発電、さらには、メガソーラー。いずれも取り組んでいる自治体もございしますが、それはそういったことができる自治体でございまして、今のは、我がまちでは、小水力発電、それから、大規模な太陽光発電、風力発電、いずれも立地的に難しゅうございます。そういったところを考えますと、既にやってる自治体と比較

ということは難しゅうございますので、いずれも、本町では難しいということで、繰り返していると思います。そういう点では、本町にも適します、その地産地消できる、そういった、エネルギー源があれば別でございますが、当然まだご提案いただいていません地熱とか、それから、潮力、こういったようなものも、本町では無理でございますので、現段階におきましてはやるとしても、家庭もしくはある程度大きな公共施設における太陽光パネル、こういったものぐらいしか考えられませんから、これにおいて地産地消計画というのは無理があるというふうに認識しております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）全世帯を対象にというんじゃないんですがね、やっぱり進めていくのには地産地消という考え方のもとで、少しずつ進めていかんといけないというふうに私は考えるんですよ。それで、今、海田にありますエネルギー関係の企業なんかも、結構遊んでるところが見受けられますので、そういったところのお互いの話し合いの中で、いろいろ研究されたらどうかと思います。で、ですよ、再生エネルギー導入に関して、新聞が、8月の21日、今年の8月21日に出ておりました。再生エネルギー導入原発2基分を、とこういうようになっています。これは12年度ですね、12年度、2012年度に、太陽光が大半であると。見られたと思うんですが、その太陽光が大半である、その部分の住宅が126万9,000キロワット、住宅ですよ。事業者では70万6,000キロワット出していると、実績として出していると、こういうふうに新聞に載っておりました。結局、この原発の問題に対して、再生可能エネルギーの部分が結構市町にも、こういう形で出てきているということなんですよ。そこで、官民学の連携によるエネルギー対策の会議など、こういうものをですね、いろいろやられたらどうかと思うんですが、その件はいかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど申しましたように、本町において、可能な再生エネルギーというのは、ほぼ限られているというふうに思っておりますので、現在のところ、そういった会議等は計画しておりません。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）じゃ、構想の段階でもよろしいですがそういう構想を立てるという、これはまだ実現するかどうか分かりませんがね、構想を立てるという考え方はどうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど申しましたように、現段階では構想可能な再生エネルギーということになりますと、住宅用の太陽光発電パネル、これしか考えられないと思っておりませんが、これについては、従来、補助制度出したりとかそういう形で進めてまいりましたが、その他の再生可能電力については、本町においては、現在構想もできないと思っております。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）住宅関係の太陽光発電に関しては、当然そこで得たエネルギー、電気エネルギーで余った分はもとへ戻すという、電力会社へ戻すというような方法が、今はそうじゃなくて、戻さないでも、その時点で、また別にいる所があればそちに回すという、グリットという考え方があるんですね。そういったものの導入も現実今起きてるわけですよ。そういう装置もできていますよ。だから、そういう意味から考えたときにやっぱり、構想は現状立てていくべきと思いますが、何べん質問してもあれでしょうから、また、今回はこのへんで止めときまして、次、P F I へ行きます。P F I の方なんです、これは、P F I の現状についてというのがですね、内閣府の方から出てきてると思います。多分この資料もお持ちでしょうが、その中にですね、事業規模と、そのサービス効果言うのは、イントロ部分で説明しておりますからなんです、P F I 事業の実施状況というので分野別のものが出ております。事業主体主がですね、地方になっておりましてね、地方の合計が 314、その分野にどういうものがあるかという、教育と文化とか生活と福祉、健康と環境、産業、まちづくり、これは道路とか公園とか下水道、港湾、安心、それから庁舎と宿舎、庁舎ですね、今、うちの場合には、新庁舎の計画があるかないかようわかりませんがあるみたいですので、それにも値するじゃないかと。その他を含めて 314 ほど、実際に P F I を導入されております。これは前向きに検討されるという答弁でありましたので、それはそれで導入に向けていろいろ検討されると思うんですが、もう少し、次のページのところをみると、都道府県別実施方針というのが出ておりまして、広島県では 12 というね、広島県で 12 ほどもう実際に P F I の導入が、この提案されながら、実際に移行が 9 ほどあるんですね、実際にされておるんですよ。これはですね、先ほども質問がありましたように、空調ですよ、この庁舎の中の、メンテナンス、その中には 1 番多かったのは、空調があるというふうに。その改修事業とかね。空調いうのはですね、そういう意味で時間が非常に短い中に、時間が短いと言うた

らおかしいですね。耐用年数としましょう、使用年数としましょうかね、使用年数が 10 年、その間に壊れる率が結構高いということを意味してるんですよ。そういうことを考えるときに、P F I を導入しとけば、例えば、その設置からメンテナンスから運用までを P F I で契約して企業に任せておけば、その部分のリスク部分は、自治体としては、ある程度の利益が出てくるんじゃないかと。現状は、先ほど説明がありましたように、まず聞いてみましょう。空調関係でどれだけの金を入れられたのかメンテナンスで。聞いてみましょう。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）庁舎の空調設備のことですが、今年度オーバーホールさせていただきます、ガス式の吸収式の本体でございますが、735 万、で、平成 18 年にやはりオーバーホールをしたときには、504 万かかっております。

○議長（久留島）西田議員。

○9 番（西田）ということはそういうメンテナンスも含めてですね、P F I で契約してしまえばですね、こういったことは全部が全部満足できるわけないですが、ある程度のマージンがね、要するにマネーが、サービスマネーが浮かんでくるんじゃないかと、いうふうに思えます。で、この P F I を導入する効果は多分執行部の方もメリットは理解されておると思いますね。ただ答弁はそういう形で帰ってきていると思います。で、今から、海田町でいろんな事業が多分今から、先ほど教育委員会の方で空調入れましょうと、こういうの、ありましたよね。それに P F I を考えてはどうかという案なんです、その点はどうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）西田議員が今ずっとおっしゃった中で、一つ、お考えいただきたいのが、平成 11 年 7 月に、P F I 法が成立して、それから、現在でもう 14 年経ってるんですが、14 年経ちながら 314 件しかない、全国の自治体で 314 件しかないということで、P F I で、確かにですね、効率とかそれから経済性、そういうのが良いものと言うのは非常に限られてまいります。そのほかにもうリース方式とか、いろいろな方式がある中で、最適なものを考えていきたいと思えます。今から検討していくわけですが、先ほどの町長答弁では、来年夏までに、クーラーを入れたいと、そういうような答弁もございましたが、もし来年の夏までに、もしクーラーを入れるとしたら、P F I 法ではこれはできないものと、そういうふうに考えています。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）だからPFI導入にあたっては、そういう時間がかかるというのは私も理解しておりますから、そういう答弁が返ってくると思いますが、基本的にはそういうことをやる時には、もう前もって何年もかけてやっていくべきことでしょ、と私は思いますよ。問題点があるんなら。例えば庁舎の問題、耐震化の問題、新校舎の問題、これもう現実には出てきておるじゃないですか。それに今回のこういう導入方式をとればいいんじゃないかと、私は思うんですよ。PFI法を導入したらどうかと。で、調べた範囲をいみましょうか。公立学校の施設整備においてはですね、これずっと、平成21年4月現在において、これだけの施設がですね、実際にPFIを導入して、その中にですね、空調関係を1、2、3、4、5件も入っておる。5件しかじゃないんですよ、5件も入っておるんですよ。これがですね、全部で38事業あるんですよ、教育関係のがね。38事業の内の5件あるんですよ。これは大きいですよ。そういうことで、空調関係にもそういったものが導入可能であるという事実はあると思うんですよ。だからやっぱり進めていくときに、このPFIが非常に有効である、と私は思いますので、今後ですね、いろいろ、改築・改修・メンテナンス、それから新築、こういうものを計画されると思いますので、このPFIに関しての、どういうものが最適かとかですね、たぶんあると思うんですね。言わせてもらおうと、大体15年から30年ぐらいの耐用年数を掲げるようなものに向いていますよというのが、実績から見えるんですが、そういうものを踏まえてですね、やっぱり、このどういうんですかね、PFIに関する極端ですよ、PFI推進係とか、そういうのをつくってはどうかという、ちょっと極端に飛びますがね、まずそれをお伺いしましょう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）もう一度申し上げますが、全国で14年間で314件しかなかったと、私も県時代にPFIには携わっておりますが、すべてがPFIがバラ色だということが出た時代もございますが、現実にはやってみたら、結果、従来のやり方の方がよかったというケースも出ております。当然に、今回内閣府から出ておりますようにメリットが十分に出的事業もございます。しかし、メリットが十分に出的事業は先ほど議員がおっしゃいましたが、15年から30年の耐用年数があるものは全てPFIに適するというわけではございません。それ以外に、その時点で、補助金を、例えば導入した方が十分にメリットがあった事業とか、そういったいろいろな手法ございます。その手法の中の一つでござ

いますから、係まで作ってとてもやるような状況ではないと。それぞれの事業を導入するときに、確かにPFIでやった方がいいのかどうかという検討はさせますが、PFIありきという形で事業を推進する考えはございません。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）言っときますので、広島県は12ほど実際にもうやられておりますので、それがあると、必要であるという認識も、多分部門によりますよ、あると思いますので、じゃ、PFIの推進会議とか、こういうレベルはどうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）もう一度申し上げますが、事業の中で、PFIをやったらどうかということは検討させますが、それに伴って専門組織を設ける気はございません。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）じゃ、最後ですが、じゃ、今必要であるという認識のもとで、調査研究を今からしていくとということに関してはいかがでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど申しましたように、事業においてPFIが導入できるかどうかという検討はいたします。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は15時15分です。

~~~~~○~~~~~

午後 3時04分 休憩

午後 3時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。総務部長。

○総務部長（窪地）大雨の情報についてご報告をさせていただきます。12時33分、本町に大雨警報が出されております。現在の状況でございますが、国信の地下道、それから御鷹野橋の地下道、砂走の沈下橋につきましては、いずれも水没のため、現在、封鎖をしておるところでございます。それから曾田地区をはじめ町内の各所に向けては、職員によるパトロール班を出動させているところでございます。それとあわせて、小中学校の動向でございますが、すべて集団下校をさせております。また小学校につきましては、教員の付き添いのもとの集団下校ということでございます。以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（久留島） それでは、一般質問を続行します。3番、兼山議員。

○3番（兼山） 3番議員、兼山です。本日は大きく3点質問いたします。学校保健安全について。学校保健安全法施行規則第24条第6項の学校保健管理に必要な用具及び材料の管理において、次の点について問う。1、小中学校における広島市及び安芸郡ほか3町のCO2測定器、照度計、温度計、湿度計は誰がどのように管理しているのか。2、本町におけるCO2測定器、照度計、温度計、湿度計の取り扱い及び管理についてはどのような状況であるのか。3、学校保健安全上、各小・中学校にCO2測定器等を常備しておくべきではないか。受傷事故防止について。宝塚市役所が火炎瓶で放火され、職員の数名が負傷した事件があった。海田町でも、同様の事件が起こった場合、職員が迅速で適切な行動と対応がとれ、怪我などしない対処法を学ぶ研修・訓練が必要と考えるが、町の見解を問う。スポーツ少年団の費用について。平成24年3月定例会の一般質問で私は、全額、半額免除団体の精査見直しを提案し、町もその提案を受け、平成25年度から新たな基準をもって区分し取り扱われている。スポーツ少年団は半額免除団体として、現在も施設使用料を納めているが、各学校内にある団の活動で使用する道具倉庫の設置管理料までも納めている状況でございます。子に関する活動を、町が目に見える形でバックアップをすれば、子育て世代の家庭も住みやすい、住んでよかった海田町となります。そこで、次の点について問う。1、公の施設の使用料等の減免基準について、全額・半額免除団体の区分けは、どう変更、改善されたのか。2、子育て支援のまちおよび青少年健全育成、スポーツ・文化振興の観点や近郊市町の例からも、スポーツ少年団が、学校内に設置してある倉庫の土地使用料については今後、無償とすべきではないか。

○議長（久留島） 町長。

○町長（山岡） 兼山議員の2番目と3番目のうち、1点目の質問について私から、それ以外については教育委員会から答弁をいたします。まず、受傷事故防止についての質問でございますが、万が一宝塚市役所のような事案が発生した時にはまず、住民の安全の確保と職員自身の身の安全を最優先に考えております。職員には、立ち向かうというより住民とともに逃げることを基本に徹底したいと思っております。そのため怪我をしない対処法や訓練をすることは、考えておりません。続きましてスポーツ少年団の費用についての質問でございますが、1点目については、公平性等の観点から、公の施設の使用料等の減免基準の見直しを行い、減免適用団体の適否判断を、より明確にするため基準

の区分等を細分化しております。具体的にはスポーツ少年団本部のように、全町域または地域社会において広く町民の福祉や町の魅力の向上に寄与し、町が、その活動を支援する必要があると認める事業については全面、全額免除といたします。また、スポーツ少年団所属の各団体のように、町が認める公共的団体等の団体本来の活動目的の利用については、半額免除としております。それでは、残りの質問につきましては教育委員会から答弁をしますのでよろしくお願いします。

○議長（久留島） 教育長。

○教育長（中村） 学校保健安全についての質問に答弁いたします。1点目については、広島市、安芸郡他3町におきましては、CO₂測定器、照度計は主に保健室で養護教諭が管理をしております。また温度計、それから湿度計については、理科室や各教室等で、担当教員の管理のもと常備されております。2点目についてはCO₂測定器は、町内4校に常備しておりまして、主に保健室で養護教諭が管理をしております。照度計に関しましては、町内全ての学校に常備しておりまして、主に保健室で養護教諭が管理をしているところです。温度計湿度計に関しましても町内全ての学校に常備しており、主に保健室において熱中症対策として活用しております。3点目については、常備していない学校もございますので、速やかに常備することといたします。続きまして、スポーツ少年団の費用についての2点目のご質問でございますが、学校敷地の使用につきましては、行政財産の使用料に関する条例に基づいて使用料を徴収することになっておりますが、公の施設の使用料等の減免基準を準用し半額免除にしておりますので、無償にすることは現在のところは考えておりません。

○議長（久留島） 兼山議員。

○3番（兼山） それでは、まず、学校保健安全についての再質問をします。学校を、残り2校の方がまだされてないということで、すぐ常備するということですので、学校薬剤師さんの方の目線から考えた場合ですね、やっぱり、本来常備すべきものがないということになりますと、やっぱりその不備は海田町ですね、姿勢を、海田町の学校教育の保健環境はこうなのかということをおられることが、非常に私も悔しいという気持ちがあります。したがって、早くそれを常備していただくように。また私もよく、この度のいじめの授業とかですね、あと学校の公開授業なんかもよく行かしていただくんですが、本当にその各教室内に、担任の先生がですね、温度計と湿度計をちゃんとつけて、教室内につけて、それを各担任の先生がですね、常にチェックをしながら、適切な教室の環

境ですね、何とか今ある状況の中で、工夫をしながらやっていこうという姿勢がものすごく、その現場の中ですね、そういう気持ちが伝わってきます。これはこれほかの町ではないと思うんですが、早くに海田町はこういうことをされて、この海田町の小学校ですね、されてすごくいいことなんです。そういう良いことが、本来あるべき常備すべきものがないということの、そういったところでの評価として、マイナス評価はされるのが非常に嫌なので、早急にそれを常備していただきたいんですが、早目にそれはいつごろ常備される考えがあるんですか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）本年度の予算の中で、早速に買うように考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）気温と湿度と気流ですね、これ三つがかかわってきて、いわゆる快適な温度、快適な環境ということが一応数値として測れます。これからここにご質問させていただいた趣旨の中の一つとして、やはりこれからですね、ただ単に暑いとかですね、寒いとか、そういった数値ももちろん目安の一つなんです、快適な学校教育環境、そういったところに考えますと、やはり気温と湿度と気流、この三つのバランスがきちっと保たれているかどうか、ここについて、もちろん温度計ある湿度計あるという回答であります、その三つがこれからどっかで定期的なデータを取りながらですね、それをデータ管理をして、うちの小学校はこうだと、不快指数が 75 を超えてないんだというところをですね、これを伝える、ちゃんと管理それを伝えることができるようにしていただくことが、今、学校の現場で非常にそういう細かな配慮をされている学校の先生に対する、また保護者に対するその正式な数値としてね、表せることだというふうに私は考えますので、ぜひ、今、温度計・湿度計ありますっていう状況、もちろんそれも大事なんです、それプラス、気流も一緒に図れるような、正確な環境を測れるような機械も少しこれからちょっと検討していただきたい、そういうちょっと考えが今ここで話したんですが、今後そういうことを研究していただく考えはございますか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）はい、施設整備を充実させるのももちろんですが、そのことが、先ほどの教育長の答弁にもありましたが、例えば学力であるとか、いじめを産まない集団を生むということにつながるというふうに考えております。ですので、設備は当然ですが、そういう体系的な環境面もあわせて、一緒に充実させていくということは考え

ております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）気温と湿度と気流の話をしてしましたが、また、最初のCO₂のですね、測定器。ここについては、CO₂を測るために無色無臭ですので、見えない状況です。この中で、このCO₂測定器を測るという意味は、やはり学校の室内環境の基準で言うと、二酸化炭素の割合が0.15以上あってはいけないということのね、一応基準を測るための数値でありますから、これが例えば、室内中に1パーセントあった場合には、例えば子ども、生徒児童が少しめまいがするとかですね、そういうことも起こり、あ、ごめんなさい、4パーセントですかね。4パーセントになりますと、目まいがするとか吐き気がするとか、また1パーセントになりますと少し集中力がなくなるというんですかね、あくびが少し出てくるとかそういうことも、やっぱり見えないものを数値としてね、測れることを十分懸念しますので、やっぱりその環境をしっかりと数値として管理していただくことが、これから、例えば、暑いとか寒いとかいうことに対する、ここの学校はこういう数値となってまして、このような形で管理してますということは、内外に伝えられますので、ぜひ、ちょっとそのことをですね、念頭に入れていただきながら、学校の運営をしっかりとさせていただきたいんです。そういうことも含めましてちょっともう一度回答をですね、器具についての回答とそれに対する器具の重要性の部分についての回答も含めて、少し聞かせてください。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）はい、特にCO₂につきましては、6校中2校が今整備のできていない状況にあります。これは速やかに整備をさせていただこうというふうに考えております。さらに教室の中の環境整備ということでございますが、やはり学校の中で主たる管理者ということになりますと、養護教諭になります。町内には町内養護教諭部会というのがあります。そちらで養護教諭の中での研修、または安芸地区医師会等を招へいしてですね、また研修、それを校内に還元するということで、各学級・教室の整備というところを、子どもたちへの還元という意味でですね、そこらへんも含めて充実させていきたいなというように考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）ぜひ器具ともに充実した教育環境をですね、進めていきいただき、そのように、私期待しております。次に、スポーツ少年団の費用についての再質問ですが、い

ろいろ考え精査した上で、減免基準を半額、各団についてですね、半額っていうことは、説明がありましたが、私が持ってる資料の中にですね、去年の3月に、私は質問した内容の一つがまず全額免除にするのか、半額免除にするのか、きちっと線引きをしてくれと。そのようなことをまず一つ提案をしました。で、このようにこの度、精査したということをですね、書いておきました。もう一つ実はありまして、あったんです。それは全額免除の団体が使用した場合ですね、グラウンドでいいと思います。グラウンドを使用した場合に、全額免除ですから支払いの方はないですね、全額ないです。免除団体が、自己都合で使用しなかったという場合に、ま、そこに一応書いてあるんですが、使用しなかった場合に届け出た場合には支払いが生じるというふうに記載されているんです。ということは、まず1点、お聞きしたいのは、ここについての説明なんですけど、免除団体が使用しなかった場合、自己都合でですね、使用しなかった場合は、報告があった場合は支払いが生じるということにも見えるんですね、そのまま使わなかった状況を、もし発覚した場合には、これは、支払い義務が生じるということにもなりますが、これは結局、ちょっとここら辺について細かくちょっと説明していただきたい。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）ただいまの件についてなんですが、いわゆる、施設の利用料につきましては、実際に自己都合でですね、キャンセルということならば、それは当然本来支払うべきものでございますので、これは、例えば総合公園でございますと、使用申請の方にですね、明記しておりますし、その他の部分についてもですね、それにつきましては、支払っていただくと、いうふうな考え方で整理しております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）そうなんですが、例えばどこまでの支払いが生じるかなんですね。免除団体が、例えば全額の免除団体が、使用しなかった場合ですね、最終的に自己都合でキャンセルする場合には、1か月以内ですね。この場合は、支払い義務が生じると書いているんですが、金額的にはまずどういう金額で払われるか。ペナルティが科されるのか、そこをまず先にお聞きしたいです。例えば総合公園でございますと、ですから、本来減免される全額で、本来の使用料について、それがキャンセル料ということになります。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）なので、もし、今の話ですと、1時間1,000円としまして、3時間利用するということで3,000円ですね。ですけど、全額免除で無料という形に、無償という形

になった場合に、自己都合でキャンセルする場合は 3,000 円を支払いを生じるということ
とでまず、例としての回答はこれでよろしいんですか。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）ただいまのご質問なんですが、本来正規の使用料について、それがキャンセル料として支払っていただくことになる、ということでございます。

○議長（久留島）兼山議員。

○3 番（兼山）そこの、その他の部分の 3 のところなんですが、私が最終的に言いたいの
は、自己都合でもし使わなかったっていうことをですね、何も言わなくて、そのまま流
し、そのままその日は終わったと。ただそれ使っていないよっていうことわかったときに
はどうするんですか、っていうことをお聞きしたいんです。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）使わなかったかどうかというのはですねその都度、実際にですね、把
握することができますので、その段階でですね、そのときには、実際に使わなかった場
合には、後でお支払いいただくという手続きになろうかと思います。

○議長（久留島）兼山議員。

○3 番（兼山）2 番いきますね。2 番の方で、免除団体の話をしたのは、去年話したん
ですが、その中で、今、団の方でですね、お子さんをお持ちの親御さん方というのはだいた
いこういう子育て世代なんです、少額といえどもですね、やはりいろんな会費を払わ
れてる状況です。で、このスポーツ振興の部分で、直接的な部分かどうかは、なかなか
そういうことを調べることは難しいんですが、やはりそれは学校教育とかですね、人間
形成にすごくそこは反映しているというふうに、私では自分ではそういうふう感じて
おります。そういう意味で、他の、例えば安芸郡の、他の町ですね。そこらへんについ
ての、こういう今の倉庫を設置する使用料ですね、ここは、どうぞ置いてくれっていう、
町が私は聞いてるんですが、ここについては十分把握されているでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（細川）はい安芸郡 3 町については、問い合わせして把握はしております。

○議長（久留島）兼山議員。

○議長（久留島）それで、実際はまた海田町と同じような状況として、倉庫を購入してい
るとかそういうことも含めて、同じ状況なんでしょうか。海田町とですね。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（細川） 2町につきましては、学校と団の方で個別に協議をしておるということで、町の方としては把握をしてない。ということは、歳入として上がっていないことです。ですから無料ではないかと。もう1町につきましては、教育委員会が社会体育倉庫っていうものを学校に設置して、団の方にここを使ってくれということでこれも無料でございます。

○議長（久留島） 兼山議員。

○3番（兼山） 今後ですね、近隣の町もですね、こういう子どもたちの活動を、本当に、直接的にも間接的にも、そういうふうな形で、目に見える形で、支援をしております。今すぐどうこうということではないんですが、今までずっとこういう状況が続いている中で、これはやっぱり理由があつてこういうことですので、これからその半額の免除団体としての各団としてでもですね、やはりこれからのこういった子どもたちが伸び伸びと活動することに、ひとつ町ももう一歩前に進んでいただいて、こういった使用料ですね、こういった事も少し研究して、これからはそういう方向で進んでいくようにしていく、研究でもいいんですが、そういうふうに考えるこれから検討していただくというお考えはありますか。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 議員のご指摘もございまして、全額免除と半額免除について、基準を定めさせていただく中では、そういう点も考慮したつもりでございます。当然に今後ともこれをコンプリートにするつもりはございませんが、当面は、この度決めましたもので実施してまいりたいと思っております。

○議長（久留島） 兼山議員。

○3番（兼山） 当面ということなので、また、いろんな、また町が増えるはずですのでね、こういうことも私もしっかり研究して、また皆さんに提案、再提案をさせていただきたいと思って、次に行きます。受傷事故防止の再質問なんですが、こういう本当にイレギュラー的な、こういう状況というのは本当に想定外のことでですね、いつ起こるかわかりませんが、今、答弁の中で、はっきり耳に残っているのは、身の安全をまず守ると。自分自身も含め、来庁された町民の方も含めて、身の安全をまず第1に考えるんだと、それも大事です。そして、逃げるんだということを訴え、その2点の回答なんですが、まず逃げるためにですね。ただ単にそれぞれが勝手に逃げるということではなくて、まず逃げる場所も必要、しっかりと伝えなければいけないと。もし、ここに職員の方が、

どこが逃げ場所かわかりますが、本当に今日来られた町民の方になろうとしてる方もいらっしゃる、いうふうに想定した場合に、避難通路の確保ですね、そういったことも十分考えられますし、避難する・させる対象の、優先順位も考えなきゃいけないですし、そして、今いろんな書類があるというふうになっていますが、いろんな重要書類をね、そこら辺の管理も三つ、そういったことも含めまして、今現在どのようなことを、もしあったときにどのようなことを、これについてどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）もし何か起きましたら、町長答弁にもございましたように、来庁者を含め職員の身の安全を確保するために、避難をするというところでございます。庁舎につきましては、小さな、余り面積も広くございませんので、避難誘導的には直線、動線は直線で避難誘導ができるというふうに考えております。昨年度におきましては、安芸消防署の方を招きましてその避難誘導訓練等もしております。そういったところで、職員の意識啓発等していきたいと考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）重要書類の管理のことも、少し先ほど、どの様にするんですかっていうことを伝えたんですが、それも含めて、最低限の何か起こったときに、こういうイレギュラー的なことが起こったときのマニュアルが恐らくあるというふうに想定しての回答だというふうに私は思うんですが、それ一応ここまでがですね、何かあったときの行動の話だというふうに私は感じます。ですので、そういったときの対処をここについて、述べているんですが、対処する考えは今のとこないというふうに答弁が出たんですが、対処しなければ、逃げても追いつかれた場合にはどうするかっていうことも、やっぱりそういうことも、絶対ゼロではありません。ですので、やはり追いつかれないためにとかなですね、そういう怪我を負わせないための、距離を保てるようなもの。例えば、ホームセンターでもいまごろ販売してますけど、御用棒と言うんですかね、その前に来させないための棒ですね。それを、例えば銀行の方とかそこら辺はカウンターの下に設置して、なんかの時には進入させない、来させないとかですね、そのような対応してますが、やっぱり海田町についてもそのような最低限の設備、そこについては、やっぱり少し考える余地があるんじゃないでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）はい、まず役場でございますので、来庁者に気軽に相談できる雰囲気

を保つためにも、そういったさすまたですとか、そういったものを過度な防犯体制をとることは困難であると考えておりますけども、強いて言うならば、先ほど申しましたネット銃やさすまた等ですね、住民さんの目に触れない所にですね、買うことも、将来的には必要なのではないかと、そういうふうに考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）他県になりますと、警察の方を呼んでですね、現地でそういった最低限の訓練というか、このようにしてくださいということの、そういう研修っていうんですかね、そういうことをされてます。4年前に私が救命救急の話をしたときは、早急にですね、AEDの設置法をここでされたみたいに、やはりそういう日にちを設けて、そういう訓練を私はするべきだと考えるんですが、もう1回ちょっと聞きたいんですが、これからそういうことも少し視野に入れてやっていかないといけないなという考えは、今のところはないのでしょうか。あるんでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）現状におきまして町長答弁、ご答弁申し上げましたように、対処する訓練までは考えておりません。と申しますのは本町の中に、警察OBの方も雇用しております。そういうことを超えないような形の対処法がまず必要だろうと。将来的に今総務課長の方も答えましたが、将来的に例えばさすまたとかネット銃を整備した場合においては、そういう訓練も必要な時もあるだろうという認識ではおりますが、現状の中ですぐそれをやっていくというところでは、まだないというふうに考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）最後になりますが、是非ともですね、まず1番本当に大事なのが職員の方の命、もちろんそれも含めて、町民の方の命ですので、そういったことが、最悪のことが起きないようにですね、今の現事情で対応していただきたい、そのように今私がこの訴えていることについてできるという確約はできますでしょうか。最後。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）いわゆるこうした対策についてはですね、検討して、日ごろから検討しておく必要があるというふうには認識しておりますので、そうした状況を踏まえながら、今後の整備については検討を重ねなくてはならないというふうに思っております。

○議長（久留島）5番、住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。2項目についてお尋ねいたします。まずはじめに、

団塊の世代の社会参加についてお尋ねいたします。昨年以降、終戦後のベビーブームに生まれたいわゆる団塊の世代の方々が 65 歳に達し始めました。高齢者を 65 歳以上の方ととらえた場合、団塊の世代が高齢者層の大きな比重を占めることになり、団塊の世代にはこれまでの社会のさまざまな分野の第一線で活躍してきた経験を生かし、今後の超高齢社会を先導する役割と、雇用・就労・社会活動における活躍が期待されています。平成 24 年に内閣府が行った団塊の世代の意識に関する調査によると、団塊の世代の方の 53.4 パーセントが社会活動に参加していないと回答しております。その理由として、仕事が忙しく時間がないからが、34.8 パーセント、何がしたいか、何をしたいのか、わからないからが、15.2 パーセントとなっております。この参加されていない方々も参加するきっかけになると思うこととして、参加する時間的な余裕ができれば 18.6 パーセント、自分がやりたいと思う活動があったら、17.3 パーセントとなっております。また、今後参加したいと考える社会活動を見ると、趣味、スポーツ活動が 31.8 パーセントと最も多いものの、高齢者の見守り支援が約 2 割、防犯・防災活動、子育て中の親の支援、要介護者の支援、障がい者支援、青少年の健全育成・非行防止の活動がそれぞれ約 1 割となっております。団塊の世代の方々は、地域における社会活動への参加意欲はあるものの、現状では参加していない人が多いことから、今後、退職や労働時間の短縮により時間的に余裕ができるようになったとき、地域における活動に参加できるような環境整備が必要であります。団塊の世代の方々の社会参加が進めば、海田町の活性化に寄与するだけでなく、高齢者の閉じこもり防止や介護予防にもつながるものと考えられます。海田町において、生涯現役社会づくり事業を始めて、海田シニア人材バンクを創設されてはいかがでしょうか。続きまして、小・中学校へのエアコンの設置についてお尋ねいたします。文部科学省の学校環境衛生基準によると、体育館を含む教室等の温度は、人間の生理的負担を考えると、夏は 30 度以下であることが望ましいとされております。さらに児童生徒に生理的・身体的負担をかけない最も学習に望ましい条件では、夏季で 25 度から 28 度程度であるとされております。今から 30 年前の 1983 年の広島県の気象データを見ますと、7 月の最高気温の平均は 28.4 度、9 月は 27.2 度であります。それに対して、昨年 7 月は 31.1 度、9 月は 30.1 度と、この 30 年間で 3 度も最高気温の平均が上昇しております。このことから扇風機しか設置していない海田町の小・中学校は、児童生徒の学習に適していないと言っても過言ではありません。また、学校体育館は大規模災害発生時に避難所として使用されることが想定されております。昨今の猛

暑の環境下で災害が起きた場合、エアコンが設置されていなければ、災害関連死を多発させることにもつながりかねません。海田町の児童生徒の学習環境の向上と災害関連死の防止のためにも、町内小・中学校にエアコンを設置してはいかがでしょうか。以上、答弁求めます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）住吉議員の質問の1番目について私から、2番目については教育委員会から答弁します。まず団塊の世代の社会参加についての質問でございますが、まちの活性化や高齢者の生きがい対策のため、多くの団塊の世代の方々が、社会参加をしていただくことは重要なことだと考えております。シニア人材バンクにつきましては、他の先進地の事例等を見ますと、NPO等民間団体で運営されているケースが多いようでございます。それらを参考に町がどのようにかかわっていくのかを含め、調査研究して考えていきたいと思っております。それでは、2番目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）小・中学校へのエアコンの設置についての質問に答弁いたします。来年度までに、まずは普通教室、特別教室等を児童生徒が使用する全教室について、エアコン整備する方向で検討してまいります。また、災害時の避難所機能のための学校体育館へのエアコンの設置につきましては、今後体育の授業のあり方の協議を含め、引き続き検討してまいります。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）再質問に移ります。まず、団塊の世代の社会参加についてですが、これから調査研究をしていくというご答弁いただきましたが、もう既に平成21年に広島県の方でプラチナ世代支援協議会、つくられていますよね。それからもう既に4年がたっております。ましてやこちらの協議会が今年3月に策定したハンドブック、こちらに活動団体として事例27団体載せておりますが、その内の3団体1個人が海田町なんです。それだけ活発に活動されている団体があるにもかかわらず、これまで逆に言うたら、この手のことを海田町においては、調査研究というのは一切なされていなかったんじゃないか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）まず、シニアバンクにつきましては、広島県の高齢者支援課に問

い合わせしましたところ、広島県においては、現在存在していないというふうな、市町村で設置しているところは存在しないというのが回答でございました。海田町におきまして、以前ですね、団塊の世代が退職される際ですね、団塊の世代が、どのように参加されるかという事業はしたことがございますが、その際には、なかなか参加者がいなかった状況でございました。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）なかなかね、参加する機会いうたら難しいんじゃないかと思うんですよ。

実際社会福祉協議会さんなんかでも、ボランティア養成講座されていますし、自治会なんかでも似たようなことをしてます。結局、堅苦しいイメージをもたれると参加しづらいんじゃないかなと思うんですよ。どうしても自治会とかいったら、何か肩苦しく役員押しつけられるんじゃないかとか。今ある既存の団体なんかでしたら、もう今さら新しい人間が入りにくいんじゃないかと、そういうのは結局新たにも、緩やかに何かボランティアしたい人、登録してくれませんか、いう形であればいいんじゃないかと思うんですけど。例えば今でしたら、学校支援ボランティアの方、一生懸命教育委員会の方で募集されておりますけども、そういったのを各部署ごとに募集するのではなくて、まず町で一括して、何かやってみませんか、何か町を助けてくれませんか、こういう軽い感じで始められるのはいかがでしょうか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）そこらの点も含めてですね、町が独自で、そういうのがやるのがいいのか、例えば今既存である社会福祉協議会等がですね、やるのがいいかを含めて調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）実際にどっちかが、ボランティア関係、今社会福祉協議会におんぶにだっこんなっとるケースが多いんじゃないかという気もするんですよ。昨年私もボランティア養成講座、しょっぱなから参加して、最後だけインフルエンザにかかって参加できなかったんですが、やはりボランティア、そこでやってる養成講座確かにすばらしいものばかりなんです、1回こっきりなんですよ。そのあとがない。その特別講座ということで、何か月か2回災害ボランティアさんいらっしゃいというのをやってたんですよ。それも結局やった後、おしまいなんですよ。登録とか云々はない。ましてや、認知症サポーター養成講座やってますよね、これ。今年もやりますが、受けてオレ

ンジリングもらっておしまい。後が続いてないんですよ。せっかく良い人材がいるにもかかわらず、その点、もう少しちゃんと人材バンクといった形で登録する。そこからまず始めてみてはいかがでしょうか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）今言われましたように、いろんな場面でそういう登録団体、登録を呼びかけていることもあると思います。ただ、それがうまくつながっていないというのも実態だと思いますので、そこらも含めてですね、調査研究をしてみたいと考えています。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）何でこんなにしつこく言うかといいますと、私は去年の4月から自治会長になりました。その途端にまあいろんな団体に入っているんですよね、いつの間にか。防犯組合、青少年育成会議、あと日赤十字社募金だ、共同募金だ、あと自治会長じゃなくて自治会の役員として、公衛協に人をだしてくれと。本来自治会の仕事じゃないですよ、自治会は地域コミュニティなんですから、町全体のことに人まで出す必要はない。実際もう弊害も出るんですよ。この4月、公衛協の総会がありました、ひまわりプラザで。私も行きましたが、出席者数、総会成立ぎりぎりの人数しか来ていないんですよ。当たり前なんですよ。自治会の役員の当番で回ってくる。2年に1回ぐらい回って来る方が多い。その中であんたは公衛協行って。やる気の無い人がメンバーに加わるでしょ。言い換えると今ある団体にとっても、マイナスなんですよ。強制的に自治会から人を出しているのは。活動が低迷下するのは当たり前なんですよ。結果として、ごく一部の方々が一生懸命まじめにいろんな団体を回している。そういう絵になってるんですよ。調査研究されるということなのでそれ期待しておきますが、できるだけ早く、もう団塊の世代の方がどんどんどんどん高齢化してってますし、これ特に男性の方が1番ね、やることがないケースが出てくるんじゃないかと。実際、昨年国立社会保障人口問題研究所が生活の支え合いに関する調査を行っていますが、先日新聞に載っていましたよね。普段の会話頻度、2週間に1回以下という人が、65歳以上のひとり暮らしの男性で16.7パーセント、6人に1人の方が、世間とのつながりがないんですよ。65歳以上のひとり暮らしの男性。ただこういった生活に慣れてきたらもう幾ら募集しても多分出てこないと思うんですよ、かわり嫌うから。相談早い段階で、定年になった方、時間のあまる方、町を手伝ってくだませんか、なんかやりたいことしてみませんかという形で、来年

度あたりから募集を始めてはいかがでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）議員さんご提案の人材バンクにつきましては、確かに団塊の世代というところで高齢者対策という一面があるかと思います。ただしもう一面から見れば、町づくり人材をどう育成していくかと、あるいはどう募集していくかということも含めて考えなければいけないことであろうと思います。そういったことで、福祉保健部だけではなくて、町全体としての取り組みの中で、どういうふうな組織に、形態で運営していくのか、あるいはその中で町がどんだけかかわっていくのか、ということも含めて研究していかないと、簡単に人材バンクだけを立ち上げました、集まってくださいというだけでは、なかなか、今までもそういったケースあったんですが、なかなか立ち行かない。途中で消えてしまうということも十分考えられますので、そこらを十分見据えて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）しつこいようですが、いつごろでしたら結果が出そうでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）ここで何年何月何日というふうなことはちょっと申し上げられません。できるだけ早い時期に検討して、何らかの形をつくっていききたいと。そのときに、先ほど申しましたが、町主体でやっていくのか、あるいは民間主導でやっていくのかということも含めて検討していききたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）次に学校のエアコンの方ですが、桑原議員の質問に対する答弁で、恐ろしく前向きな答弁が出たんで、驚いたんですが、教育長ひとり変わっただけでこんなに変わるものなのかと。学力上がる、体力上がる、エアコンがつく。どういうことなのかと。もっと早く来てもらってればね、よかったなと思います。それで、今回、エアコンつけるということで当然、数千万規模の予算かかるかと思うんですが、これは文科省からの補助はどのくらい出るのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今財源対策考えておりますが、議員がおっしゃられた大台をもう一桁いくんじゃないかというふうに考えておりますが、教育委員会の方で先ほどのあれで、来年度、来年の夏につけるということになりましたら、そういった補助とかそういうもの

を待っておりましたら、つくものもつかないというところで、ここは財政を扱っております私が何とか、考えていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）言い換えれば単町費でやられるということではよろしいですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）最大限、財源は確保を考えたいと思いますが、いま一つ、スピード感とどちらがいいかということを考えてまいりたいと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）夏からということですけども、6月ぐらいから使用できると考えてよろしいですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）それでないと効果がないと考えておりますので、設置するのは学校のほうですが、やるのは町長部局でございますので、お金の面、それから、実際に設計をやったりする職員の面、そこら辺、にらみ合わせながら、おっしゃられるのは、もう、30度というのは7月じゃなしに、6月には30度超える日があることは十分に認識した上で動きたいと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）100点満点の答弁ばかりでね、言うことはないんですが、1個だけあるんですよ。体育館、こちらが再来年度とか云々いう答弁じゃなく、検討という答えであったと思うんですよ。体育館も暑いですよ。この7月の20日に西小の体育館でPTA主催でサマーコンサートということで毎年自衛隊の音楽隊呼んで、演奏してもらってるんですよ。久しぶりに行ったんですよ。まあ、くそ暑い。自衛隊さんが汗かきながら演奏するぐらい暑いんですよ。体育館もできれば予算的に非常に厳しいかとは思いますが、逆に一括発注すれば、分割で発注するよりはトータルで安くなるんじゃないかと思えますし、その辺、体育館も一緒にというわけにはいかないでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）普通教室と体育館のような大型の建物では、いわゆるクーラーのかけ方が変わりまして、普通教室ですといわゆる家庭のエアコンの延長線上で考えられますが、体育館のようなところを冷やそうと思いましたら、集中、いわゆる通常のエアコンとい

うんではなしに、それなりの空調設備を整える必要が出てくる。さらには毎年の維持管理、年間何回使うかというようなところで、現実にも、公民館につきましても、海田公民館につきましても、古い空調を直すときも、その講座のある部屋は、皆様のご承認いただきまして、エアコンにいたしました。片一方では、エアコンにしておりません。いつ壊れるかわからないけども、使うのは例えば成人祭とかというときには、別に暖房を持ち込めばいいだろうとかという考え方で、費用が全然違いますので、同列には考えられない。例えば先ほどおっしゃいましたようなものをやるのであれば、他のひまプラですとかそういうところでは、エアコンがつくところもありますし、広さの問題がちょっとあるかと思いますが、年間何回使うかといったときに、それに対してどれだけの費用で、体育館全部を冷やすか、さらにそれを6校全部やるかというようなことを考えますと、検討課題と、教育委員会では検討するとおっしゃいましたが、財政を預かる身といたしましては、体育館につきましても検討課題という答弁でご容赦いただきたいと思います。

○5番（住吉）終わります。

○議長（久留島）4番、下岡議員。

○4番（下岡）4番議員、下岡です。本日は2点について質問いたします。コンパクトなまちづくりについて、当町の喫緊の政策課題は幾つかのハード事業をどのように進めるのか、意思決定することである。庁舎移転先の選定、町立3保育所の建て替え、老朽化した2公民館の建て替えと、いずれも町民の生活活動に深くかかわってくる問題である。厳しい財政状況のもとで、建設運営コストを抑えつつ、利用者の利便、安全性を高める工夫が必要である。一つの方向性はコンパクトシティの実現である。まちの中心部に行政機関、商業施設、医療機関などを集積し、都市機能の効率化と住民の利便性を向上させる。質問します。1、庁舎移転問題について。JR高架事業について県が見直し方針を示したことから、庁舎移転問題が棚上げになっている。しかし、議会は高架促進の立場からも、移転先の早期決定が必要ではないかとして、議員全員で住民投票を町長に求めた。海田町で立ち退きが済んでいない主要部が役場であること、県は合同庁舎跡地の売却意向を示しているのに、町は有効な回答をしていないなど、誠意を疑われても仕方がない。住民投票により、早期に移転先を決定させる考えが町長にあるか、質問いたします。2、3町立保育所の建て替えについて。畝、幸、西浜保育所については耐震性に問題があり、早期の建て替えが必要とされている。国は、子ども子育て支援として、将来

にわたり、幼保一体化の認定こども園を中心に置く考えである。将来の子ども数の減少や制度の総合化を考えると、町営プール跡地に集約・統合し建設することが最善と考える。見解を尋ねます。3、公民館建て替えについて。2 公民館は法定償却年数も近づいており、今後、維持修繕費の増加も予想される。利用者の利便性向上も考えると、建て替えを検討する必要があるのではないか。建設・運営の財政負担を考えると、二つを一つに集約する方向で検討する必要があるのではないか。町の中心部に近い、県合同庁舎跡地に庁舎と併設することが最善と考える。見解を尋ねます。大きく2 点目、不適切な答弁について。6 月定例議会一般質問において、下水道受益者負担金を取り上げたが、不適切な答弁があった。質問の要旨は、農地の所有者に対する受益者負担金を、今後は永久に猶予する一方、これまでに納付された負担金を返還しないでは不公平であり、一旦返却すべきである。これまでに農地等の所有者から納付された負担金の金額と、納付者数の実績の説明を求めるものであった。町長の一次答弁は、猶予期間が満了し、納付書を送付した方は延べ 889 人、約 2,500 万であった。これは二つの点で不適切きわまりない答弁である。1 点目は、どさくさに紛れて、故意に質問と無関係な数字をもっともらしく答弁していることである。だれも猶予期間が満了し、納付通知を出した実績などを聞いていない。質問者の錯誤に期待した詐欺的答弁である。2 点目は、定例議会終了後に配布された一次答弁書を見ると、その実績について 89 人、約 2,500 万とある。889 人と 89 人では大変な違いであるが、議会議事録には、当然に誤まった 889 人が記載される。ひな壇に座っている全員がこの読み上げ間違いに気づかなかったとは思えない。町長部局においては、組織としてガバナンスが機能しているか疑問である。職員の不適切な言動や、事務処理ミスが続出し、管理者もこころろ配置換えになる。今回の不適切な答弁、対応もそのような状況下で起きている。質問します。1、農地にかかわる受益者負担金実績について、問題をすりかえて答弁した理由は何か。また改めて、過去に納付された受益者負担金のうち、農地所有にかかわる部分の人数、金額を尋ねる。2、執行部に誤答弁の修正能力が欠けていることは明白である。今後、議員の一般質問に先立ち、全議員に一次答弁書を配付すべきと考える。できないなら説得力ある具体的な理由を説明すべきである。答弁願う。3、第2 次世界大戦の名将、山本五十六は、管理者の心得について、やってみせ言ってみせて聞かせてさせてみて、褒めてやらねば人は動かじと言っている。今の執行部に最も欠けている点であり、この視点での対応策が必要と考える。見解を問う。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）下岡議員の質問の１番目のうち、３点目については教育委員会から、それ以外について私から答弁をします。まず、コンパクトなまちづくりについての質問でございますが、１点目については、先般広島県から広島市東部地区連続立体交差事業の見直し検討の状況報告がありましたが、最終案ではなく、事業の実施時期や計画内容などが不透明な状況にあります。また、今回の見直しは県の財政状況の悪化によるものであり、役場庁舎の移転とは別の問題であると認識しております。住民投票の実施については、今後の連続立体交差事業の結果を見定めて、判断したいと考えております。２点目については、畝保育所、平成 25 年 2 月定例会において、畝保育所の移転建替整備に関する請願が採択されたことから、３保育所を統合して建設することは、現段階では考えておりません。幸・西浜保育所の建て替えにつきましては、今後策定する子ども・子育て支援事業計画及び町の全体計画の中で総合的に判断したいと考えております。続きまして、不適切な答弁についての質問でございますが、まずは、６月議会の私の答弁におきましては、延べ 89 人、約 2,500 万円と答弁するところを、原稿を読み違い 889 人と、誤解を受ける答弁となりましたこととお詫びをいたします。また、議場におきまして他の職員から私の読み間違いを、指摘する声が出なかったことも重ねてお詫びをいたします。質問の１点目については、農地で猶予申請をせずに支払った方の実数は把握しておりません。このため、猶予申請をされた方に限定して、答弁をさせていただきました。また、過去に納付された受益者負担のうち、農地所有に関する人数・金額については確実に実質把握できている猶予申請をされた方に限定させていただきますが、猶予期間が満了し、納入通知書を送付した方は、延べ 89 人、決定通知額は約 2,500 万円でございます。そのうち納入済み額は、３月末で約 2,200 万円であり、残りの 300 万円が、納期末到来等でございます。２点目につきましては、町といたしまして、一次答弁書の扱いについて、質問に対する答弁趣意書を質問者に配布することは、やぶさかではありませんが、議会の判断に委ねたいと考えております。３点目については、今後私も含め管理、監督する者が、職員の範となるよう対処してまいります。それでは残りの質問につきまして、教育委員会から答弁をしますのでよろしくお願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）コンパクトなまちづくりについての３点目の質問に答弁いたします。海田公民館につきましては、来年度の整備基本構想を策定し、その中で大規模改修か建て

替えについて比較検討を行う予定でございます。海田東公民館につきましては、来年度、耐震補強工事を行い、経年劣化による老朽化対策としては建物の長寿命化を図るための改修で対応したいと考えております。両公民館とも、海田地区、海田東地区それぞれの生涯学習の拠点として、現在多くの住民の方に利用いただいておりますので、二つの公民館を1か所に統合することは考えておりません。なお、県合同庁舎跡地に庁舎と併設することは考えておりません。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）まず1点目の庁舎位置決定について住民投票ということですが、この問題は、J R高架とは直接関係ないということですが、この今の住民投票については、先ほどの佐中議員の答弁ではですね、J R高架について、県からですね、最終的な報告がなされた段階でですね、検討するというような答弁であったかと思いますが、それ間違いないでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）そのとおりでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）それではですね、財政問題からということなんですけれども、まず最初に確認したいのは、財政問題ということですが、現行、町は現行での推進を求めている、現行であってもですね、例えば県の見直し案であってもですね、庁舎が移転しなければならないということではですね、変わらないのかどうなのか、最初に質問します。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）県の見直し案における庁舎移転については、不透明な部分がございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）ということはですよ、県の検討結果によっては、庁舎が移転する必要はないという可能性が出てくるということですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）県からは、見直し案によっても移転が必要という説明を受けておりますが、今回受け取りました段階で、庁舎の上が皆さんご覧になったと思いますが、点線的な扱いになっておりまして、その点線の意味がまだ十分に把握し切れておりません。

○議長（久留島）下岡委員。

○4番（下岡）今の問題はですね、非常に大きな問題ですよ。従来の説明だとですね、JR・県の方針は、JR高架はやめるけれども、今まで収用した土地はですね、道路に使用するから、という説明であったわけですよ。だから、海田町の庁舎も移転しなきゃいけないと、みんな認識してるわけです。それが、場合によってはですね、庁舎移転しなくてもいいということですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しの答弁になりまれども、県からは見直しによっても、庁舎移転が必要であろうという見解を受けておりますが、今回の資料からはそれが確実に読み取れるというふうになっておりませんので、これも執行部としては、県に対する確認事項の一つであるというふうに思っております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）そうなってくるとね、話が全く見えなくなってくる。今みんな話をしてるのは庁舎移転が必要だという前提でですね、しているわけですから、それと県も庁舎移転は必要だと言ってるわけですから。ここはね、確かな情報じゃなしに、やっぱり移転を前提に話を進めるべきだと思うんですよ。私は受け取ったのはですね、今、県の説明ではですよ、見直しについて、街路予算が年間 50 億ぐらいしかないのに、この JR 高架に 30 億も使われたらほかの事業ができなくなるだとかですね、というような、ちょっとニュアンスが違うかもしれませんが、十分なこの JR 高架事業には割けないし、国の方の補助もどの程度つくか不透明であるみたいなことですね、なってきたわけなんですけれども、それではですね、この今の町長、不透明な部分も含めてですね、いつになったら、そのことがはっきりわかるんですか。今のスケジュールでこれから行ったら。今県が示してるのはですね、この高架移転を2期に分けてやると。1期については2キロ部分を今後10年間ぐらいでやると。海田町の部分は、2期だから、10年以降、いつやるか、その辺はわからないから海田町の移転もわからんということだろうと、私は書類見て思ったわけなんですけれども、その、大体ですよ、どのくらいの時期になったらですね、今の庁舎移転する必要があるかないかとかですね、庁舎移転のスケジュールですよ。それいつかというのは、現時点ではわからないと思うんですけども、それを示せる段階というのは、大体どれくらいの時期だと今想定してるわけですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先日の全協でも申し上げましたが、現在、内容につきまして、疑問点の

方の精査をしております。それをまとめました段階で、問い合わせをかけますが、それに対する回答がいつあるかということについては、また、その時の県の判断だと思っております。今1点申し上げますが、現在出ております1期2期というのは、指定されておまして、10年間の間で、海田町部分につきましては、連続立体交差を縮小して、代わりに道路の方を上げるという案が見直し案という形になっておまして、現在、議員がご提案になりました1期2期に分けるのは、課題が多いからということで、県として、それは否定の部分の方に入っておったかというふうに思っております。

○議長（久留島）下岡委員。

○4番（下岡）いずれにしてもですね、早急に示して、いつに、時期をですよ、実際にいつ庁舎を移転するか、それから、示すその時期じゃなくて、それをいつごろに、日程工程表をですね、海田町に示すかというのは非常に大事な問題だと思うんですよ。それが遅くなったら、例えば一番困るのはですね、今、両方の候補地に挙げられてる千葉倉庫さんとかですね、県の合同庁舎なんていうのはですね、例えばスケジュール示されるのがですよ。何年も10年近くもあとになって示される、財政状況わからんからといってずっと先延ばしにされてですよ、5年6年後にですね、そのスケジュールそのものがですね、示されるようになったら、千葉倉庫さんだってそこまで待ってくれますか。駅前の土地区画整理だって、もう、あと3年待たずしてですね、完成するわけでしょう。そして千葉倉庫も当然そこまでにはですね、あと、町が買ってくれるのか、買ってくれないんだったら自分たちでプランをつくってやらにゃいけんわけですから。3年たったらもう既にその事業を、プランをつくってですね、入りたいと、当然考えますよ。それいつですね、そのプランが示されるか、いつ庁舎が決定するかというのがわからんと。千葉倉庫に、その了解取ってるんですか。いつ庁舎位置を決めるかわかりませんよと。それでも押さえときますから、しばらく待ってくださいと。納得しないと思いますよ。私が千葉倉庫だったら、もうあと3年もたたないうちに土地区画整理が終わるんだから、ここ1年ぐらいでですね。あそこの土地を、庁舎に使うのか使わないのかははっきりしてくれと質しますよ。これ出さないんだったら、もう今の話はご破算にして、こっちはこっちで計画を進めます、ってやりますよ。県だってですね、今の合同庁舎、売りたいと言ってるのにですね、もともと、あなたたちの計画示すのが遅いからそうなるんだと、言うて言うのかもしれないけれども、何年も何年もですね、今のまま抑えたままでですよ、あなたたちが、庁舎を建てるんだったらどっちにするかいうのを決めればいい話じ

やないですか、という話になってくるんじゃないですか。それをしないでおいでですね。それはまだ県の最終報告が示されてから、住民投票をやるかやらないか知りませんが、でもその検討をします。これではね、通らないと思うんですけども、ちょっとその点で答弁を求めます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）１点目の千葉倉庫さんに関しましては、これは地権者がいらっしゃるというか相手方がある問題ですので、私から答弁は控えさせていただきますが、２点目の、県の合同庁舎の部分につきましては、県が、今回のこの計画をどのように見直すか、海田町の要望どおり当初計画でやるか。その場合には、いつここが立ち退く必要があるか、そういったところが見定まるまでは、逆にいいますと、同じ県がやっていることでございますから、合同庁舎の問題については手をつけないようにという申し入れを行っておりますし、現段階で、議員おっしゃるように正式な売却の方針がですから示されているわけではございません。いつこの庁舎が動かなければいけないかというのは、県の今後の動向によるわけでございますから、この部分がいつ定まるかというところは、私の方では何ともご答弁しかねます。

○議長（久留島）下岡議員。

○４番（下岡）千葉倉庫についてはその意向を確認していないということですから、早急にこれは確認する必要があるんじゃないですか。土地区画整理がもう３年待たずして完成するわけですから、それで了解するのかしないのか、了解しないというんだったら次にどうするのかいうのを考えないと。場合によっては外す必要が出てくるんじゃないですか。千葉倉庫さんの納得が得られないのであれば、移転先候補先から。もう一度答弁。千葉倉庫さんの意向をいつ確認、どう確認するのか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）意向確認いたしましても、相手方のあることでございますから、公表できるかどうかというのは別問題だと思っております。

○議長（久留島）下岡議員。

○４番（下岡）まあ平行ですから、次の保育所、建て替え問題ですけれども、先ほどからの答弁、多田議員なんかの答弁からすると、その３保育所については、畝保育所の建て替えと幸・西浜の保育所は、別の考え方で進めると、別のスケジュールで進めるということではよろしいでしょうか。そうした場合には、時期的に同時並行でやるのか、あるいは、

畝保育所を先行してやって、西浜・幸は後でやるのか、時期の問題ですね。同じように進めるのか、ずれがあるのか、その辺をお聞きします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほど町長答弁でも申し上げましたが、畝保育所につきましては、2月定例会において請願が採択されておりますので、その動向をどのように決着をつけるかということが必要だというふうに思っております。そういうことで、現段階におきまして執行部といたしましては、畝保育所と幸・西浜保育所につきましては、別個で検討しております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）前から言っているようにですね、将来の少子化っていうことを考えるとですね、果たして畝保育所建て替えがどうかという検討まで踏み込むべきじゃないかと、前から言っているわけなんです。ただ畝保育所の保護者の方からですね。送り迎えに不便であるとかですね。もう安全性に問題があるから、という声が上がった段階ですね。3案ぐらい検討して、今の場所でやるとか、建て替えるとか、ふるさと館とかですね、案を示してこの案の中でと言ったら、それは保護者の方は、ふるさと館建て替えというのを選ぶじゃないですか。そういう誘導的なことをやってですね、畝保育所だけやって、将来にわたってそれで進めていいんですか。私もですね、畝の地区で、お子さんが西浜保育所に通っておられる方がいらっしゃるから、すぐ近くに保育所があるのですね、畝保育所でなくて、残念ですね、と言ったら、いや全然構わないんですよ、西浜で。何でか言うたら畝保育所すぐそばにあっても、送り迎えは全部車でするんですから。徒歩で歩いて連れて行くわけじゃないですから、別に西浜でも構わないんですよと、言うていらっしゃる方もある。私はね、この問題を検討するのは、保護者の方の意見も必要ですけども、それ以外の方も、例えば今の西浜だとか幸の保育所の保護者の方なんかにですね、説明してますか。安全性が問題であると。そういう問いかけをすれば、当然その保育所の保護者の方もですね、両保育所の方も、早期に建て替えてほしいと。今言うように、段階でですね、この差というかですね、同レベルで検討してほしいと言われるに決まってるじゃないですか。そういうことの検討もなしに、またですね、ふるさと館前提に考えておられるということだけでも、ふるさと館については、町民の多くの方がですね、愛着を持っておられる方も多いわけですから、そういう事情であるとか、例えば、畝地区の方に対してですね、地元説明会やったということですけども、そう

いうのやったかって何人かに聞きましたけども、知らんと。一部の人は知っとるかもしれんけども知らんと。ふるさと館を壊してもろうたら困るという方もたくさんいらっしゃる。そういう幅広くですね、全体的な意見を聞いてやるべきことなんじゃないですか。一方的に誘導したような形でですね、保護者会が出してきた、そのあれに基づいてですね。進めていくと、こういうやり方でやってですね、将来 10 年 20 年後、例えば今の 3 保育所ですね、今の定員であるとか在籍者の子どもさんの数、ちょっと 3 保育所別に言ってください。

○議長（久留島） こども課長。

○こども課長（森川） まず、畝保育所につきましては、定員 66 名のところ 9 月 1 日現在で今 55 名のお子様が通われてます。幸保育所につきましては、120 名定員のところ、現在 117 名の子どもさんが来られております。西浜につきましては、定員 105 名のところ、今 89 名のお子様が来られております。

○議長（久留島） 下岡議員。

○4 番（下岡） 今、在籍者数と定数言われましたけれども、これを見てもわかるとおりですね、畝保育所というのは、55 名、在籍者数が、この方が全部川から向こうじゃないんですよ。4 割ぐらいはですね瀬野川よりこっちから行かれてる方がおられる。で主に送り迎えで不便だという方はね、結構こっちから行かれてる方がね、言われてるんですよ。瀬野川を渡って、踏切渡って、また海田瀬野線、狭い道路、信号もないところを渡って向こうへ行かにゃいけんということを言われているわけですよ。そういったですね、全体的なことを考えてですね、もっとトータル的にやらないで、その保護者のあれで刹那的にですね、一時的にやるということがね、決してね将来にわたって、どうなのか、10 年後 20 年後を見た時にですね、いいのかと。こういうことやっていいのかと。そういうことをね、十分考えてやる必要があるのではないかと私は思ってます。それに対する答弁を求めます。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 再度の答弁になるかも知れませんが、そういった、保護者の方から出しました請願について、2 月定例会において議会で議論の上で採択されておりますので、この採択された請願というのを、執行部として無視することはできません。その請願の取り扱いについて、整理した上で処理するということが必要でございますから、現段階では、畝保育所と残り 2 保育所の建て替えについては、分けて議論をさせていただきた

いと思います。

○議長（久留島）下岡委員。

○4番（下岡）次に3点目の公民館の建て替えということですがけれども、先ほど桑原議員の方から役場庁舎についてですね、建設後35年という話がありましたけれども、公民館についても、海田公民館が昭和47年、建設後41年経って、東海田公民館が昭和50年ですから、38年、約40年前後両公民館も経ってるわけですね。法定償却年数、鉄筋コンクリート造りは47年、一般的に言われるのは、法定償却年数が近づいてくると、いろんなところの修理だとか発生してきてですね。その修理だとか、維持管理コストが非常に増えてくるということですから、そろそろ建て替えを検討する時期だということがあるわけなんで、先ほど教育長の答弁では、修理、建て替え両方の問題を検討していくということなんで、その辺はしっかりやっていただきたいと同時に、前の議会でも出てますけれども、エレベーターがついてなくて不便だとか、確かに私も海田公民館の3階の講座を週1回使わせていただいているんですけども、私らは3階まで上がったって別にどうということはないですけども、やっぱり70歳とか80歳後半の方になるとですね、3階に上がっていくということになると、相当やっぱり苦勞をされるだろうなということもありますので、利便性ということをね、やっぱり考えて、考える必要があるというふうに思ってます。私が言ったのは、コンパクトシティの観点から、町の中心部に1か所だというのは、今、前に建てられた時期というのは、昭和40年代50年頃というのは経済右肩上がりです、税収もですね、豊かな時代ですから、2公民館ということで済んだんかもしれませんけれども、海田町そんなに広くないところですね、私らも、東海田ですけども、東海田の1番奥ですけども、それでも海田公民館に行くについてはですね、別に東海田公民館か海田公民館とか位置で決めてるわけじゃなく、講座の内容で決めているわけですから、みんな大抵の方が車とかバイクとかそういうことで行かれるわけですから、自分の気に入った講座に行きたいということがあるわけですから、別にまあ、町内の中心部に近いところで問題なければですね。1か所、キャパシティがなきゃ困りますよ。2公民館、今使われている講座のキャパシティぐらいあればですね、駐車場も含めて、特に問題ないんじゃないかと、2か所にしておく方が、管理上も例えば職員だとか館長だとか2人置かないかんとかですね、そういったこともあるんで、その辺も含めて、教育長は今もう1か所に集約する考えはない、ということの答弁がありましたけれども、どういうことで、2か所でなければいけないのかということをやっ

とお聞きします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（細川）はい、先ほど教育長も答弁いたしましたように、両公民館とも、大体年間で5万人前後の方が利用していただいております。また、避難場所としての位置付けがございますので、そういった意味からでは、海田地区・海田東地区の住民の方にそういった充実した生涯学習の場の提供であるとか、私生活の暮らしにおける安心安全の面等考慮いたしまして、財政負担は2倍ではないですけどもあるんですけども、そういったところから判断しますと、2館を統合するという考えには至らなかったということでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）まあわかりました。しっかりと検討していただいてですね、よろしく願います。次に大きく2点目の、不適切な答弁についてですけれども、先ほどですね、修正答弁で、89人約2,500万というのは、猶予申請が出て、農地についてですね、納付通知書を出した件数、そのうちの300万は現在まだ分割支払い中であるという答弁であったかと思うんですけども、これね、ちょっと、行政の怠慢じゃないですか。何でか言ったらですね。これからですね、農地についてですね、受益者負担金を納めた方と納めない方と、両方出るわけですよ。で、過去に下水道処理区域になったですね、区域の中でも、農地全てからですね。受益者負担金取ってるわけではないでしょう。地形的にですね。下水道を付けるにふさわしくないところは外してる。違いますか、下水道課長。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）ちょっと申しわけございません。ちょっと質問の内容がちょっとよく理解できなかったのもう一度願います。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）いいですか、あのね、今、海田町全域、今、平成27年には全域やるという計画で進んでますけれども、その、全域やる区域の中でですね、全部の土地が今下水道の処理区域は一応海田町全域になってるけどもその中で、具体的にですね。下水道を接続する区域として、受益者負担金を求める地区になって、一筆ごとに全部の筆がですね、なってるわけじゃないでしょ、ということを聞いてるわけです。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）はい、そのとおりでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○４番（下岡）ということはですね、今まで終わった農地の中でも、処理区域として終わった中でもですね、下水道を敷設するにふさわしくない、高低差の問題とかがあってですね、求めてない農地という筆もあるわけでしょ、ということを聞いてるわけですよ。既に終わった区域の中でも。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）下水道の整備が終わってない区域につきましては、受益者負担金というものを賦課しておりませんので、下水道が整備されていないところは、受益者負担金が発生してないということになります。

○議長（久留島）下岡議員。

○４番（下岡）私が言うのはこれからじゃなくて、今既に処理区域として工事が終わった区域のことを言ってるんですよ、その区域で、ね、その区域で全ての農地がですよ、下水道受益者負担金を求める農地ではないでしょうと。何を言ってるかと言ったら、その区域であってもですね、例えば下水道が流れているよりも低いようなところというのは接続できないわけですから、その地区については受益者負担金を求めてないところがあるんでしょ、ということを聞いてるんです。わかります。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）そのとおりでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○４番（下岡）ということはですね、名簿がなければですね。海田町の全域の土地についてですね、何をもって納められたのか、納められていないのか、区別のしようがないじゃないですか。そうでしょう。このね、海田町全域の農地について、この処理エリア内についてね、これから終わってないところは多分猶予申請ですから、納めないと。今終わってるところはですね、農地について、全てがもう納められているということであるなら、名簿が整理されてなくても、現時点で納められてるか納められてないかで判断できますけれども、これまでに終わった区域の中の農地でも、受益者負担金を納めていない農地も筆ごとにはあるということになったらですね、その名簿がなけりゃ、おかしいでしょう。何ををもってそしたら納められたか納められないかその区域でもって判断できないんですよ。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）もともとですね、賦課した時にはですね、下水道が整備された区域をまず賦課しにいくんですけども、その地目についてはですね、仕訳をしとらんという事情がございます。その中で、農地について、猶予が出てきた部分につきましては、事務処理を行いますので、その部分についてはしっかり数字が把握できておりますから、その説明をさせていただいたところでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）あのね、既に終わった農地があるじゃないですか。それで、受益者負担金を求めてない農地が、農転をかけて宅地にするとするじゃないですか。そのときには、宅地にするわけで、受益者負担金もらってないわけですから、いただかなきゃいけないわけでしょう。ということはきちっとそのリストがなきゃいけない、ということ言ってるわけですよ。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）そのリストはちゃんとございますので、まず大前提にあるのはですね、下水道が整備された区域として告示をしたところにつきまして、受益者負担金が賦課されます。その中で猶予が出たという部分はですね、ちゃんと農転をかけられたとかいうときに、賦課できるように事務処理をしております。

○議長（久留島）暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 4時46分 休憩

午後 4時49分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。副町長。

○副町長（三宅）下水道課長の答弁、一部不適切なところがあったことをまずお詫びして、総括的にあれさせていただきます。下岡議員からのご質問で、下水道の整備した地域といった場合には、これは告示区域を指しておりませんで、下水道区域と工事をしてもその、下岡議員がおっしゃいましたように、接続が不可なその特定な地域がございます。告示する場合にはそこは除いて、告示をしております。ですから、負担金を取るために、下水道可能区域と告示した部分につきましては、全て負担金が取れると。下岡議員がおっしゃいましたように、平面的というか、そのいわゆる海田町の区域の中で、ここはやったといっても、実際には接続できない、告示していない箇所があるのも事実でござい

ます。そこを混同して、下水道課長、答弁しておりますけども、逆に接続できない、低いから接続できないという区域につきましても、農地だから接続できないとかというのはなしに、地形的に接続できないということで、地目が農地になっているわけではございません。ということで、現段階でつなげるところでどれだけ地目が農地であるかというところは把握していないと。農地であるというのをどのように把握しているかというのは、猶予申請が出て初めてそこが農地かどうかという確認をして、登録しておりますので、告示をした段階で示しました地番、どれが農地でどれが農地でないかと言うのは分からないという説明をしようとして、そのところが一問一答形式の中で、その相反する答弁になってしまいました。その点については、お詫びして、事実は現在言ったとおりでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）今副町長はね、その用地が何であるかわからないって言いましたけどね、私も、去年24年度で工事が終わって、自分の所有する不動産の関係でね、今年、受益者負担金が来ましたが、筆ごとに分かれてね、現況が地目であって、固定資産登録上ですね、何になってるかっていうのは、はっきり書いてますよ。なんでわからないんですか。固定資産課税台帳にはきちっと書いてあるでしょ。それがわからないという理由がわからない、ちょっと説明を求めます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）一筆ごとにはわかりますが、その集計をしていないという意味でございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）いずれにしてもですよ、今、低くてもですね、農地であって、低くても宅地にする時にですね、かさ上げて高くしてですね、下水道がつながるようにするのは当たり前じゃないですか。下水道ない宅地なんていうのは、価値がないわけですから。そのときには払ってないんだから受益者負担金、当然取るべきでしょう。そのリストがなきゃですね、わからないじゃないですか。それがわかるというんなら、今言ったように、海田町の全部の農地からですね、その除外した部分を計算すればわかるじゃないですか。今までに取った、農地に対して賦課した金額というのは。なぜそれができないのか、ということを聞いてるんです。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）今のような、宅地造成等で造成したならばつなげることができるって
いうところはですね、告示しておりませんから、その面積はわかりますけれども、造成
した曉にですね、下水道が接続可能ということになりますと、その宅造等の申請等が出
てまいりますので、その時点で、受益者負担金の告示をさせていただいてですね、受益
者負担金を求めていくということになります。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）私が聞いているのはね、過去に、農地からどれだけの金額を納めたのか、と
いうの聞いたんですよ。そしたら、納付申請が出てるものはわかるけれども、全納だと
か分割申請で納付されたものはわかりませんという答弁だったんじゃないですか、今。
違いますか。違います。だから全部出せませんと、言ったじゃないですか。過去に納め
られたものの中で、納付猶予申請が出されたものの金額が89人、2,500万ですと。それ
以外の全納であるとか、分割で納められた農地にかかわるものはわかりません、という
答弁だったでしょ、ということを確認してるんですよ。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）そのとおりでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）何でわからないのかと聞いているんです。引き算すればできるじゃないで
すか。海田町全部の、固定資産課税台帳から既に終わった区域のあれを出してきてです
ね、農地を出してきて、その中からね、どこを下水道区域にしたのかというのはそちら
でわかっているでしょう。土地が低くて、ないというのも、調べればわかる。手段があ
るじゃないですか。だから、そういう名簿というのはきちっとやっとかないと、推定で
物事をやったらですね、事務の誤りなんかが出て来るじゃないですか。個別に一筆ごと
に、農地について、この農地は既に、受益者負担金が払われてるのか、これからのとこ
ろでですね、現在、ここ10年で終わったところでも、全部払われてる分割なんかでや
ってるところとかはあるんだから、これからもきっちりね、その辺は誰がどの部分の農
地が払われているのか、これから納付猶予申請を出されて払わないのかというのは一筆
ごとにきちっとですね、データとして持つとくべきじゃないんですか。ちょっと答弁求
めます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）下水道負担金について払っていただきました土地について、それが住宅

地か農地かというあれは必要ないと思っております。その区域内におきまして、各筆において、支払っていただいているか支払っていただいていないかという部分は考えておりますが、それが農地であるかどうかというのは、その徴収猶予制度があるかないかという差でございますから、既に納めていただいたところが農地であるかどうかという部分は、各筆ごとに、その区域が、区域内か区域外か、区域内であれば納めていただいているかどうか、そういう区分で十分足りるというふうに判断しております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）実務上、差し障りがないからと言ってですね、例えば今言ったように農地の部分でですね、今から猶予、これまで払った人は、というような不利益を被ってるわけですから、その人たちに対してですね、十分な説明せいと言ったら、建設部長は、説明しますとか言っているのに、だれが払ったんか払わないのかようわからんようなリストでですね、説明のしようがないでしょう。そういうことっていうのはね、きちっと行政として、責任あるリストをそろえるべきじゃないんですか。これ以上言っても、やるつもりはないと思うんで。2点目について、こういう間違いをすることがないように、事前に、一次答弁書を配布することについては、議会の判断にゆだねると、いうことでよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）私どももそういうふうに思っておりますし、調査しましたところ、神石高原町におきましては、議会基本条例において、一次答弁について求められた場合は、趣意書を、答弁の趣意書を出すという形になっておりますので、ここらへんはどのようにされるかというのは、議会のご判断に委ねたいと思います。

○4番（下岡）終わります。

○議長（久留島）本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会とすることと決めます。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後 4時58分 延会

